

佐伯市地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和 7 年 3 月



佐伯市防災会議

目 次

第1部 総 則

第1章 基本的事項	6-
第2章 地勢及び気象	9-
第3章 市内に被害等を及ぼした地震・津波	11-
第4章 地震・津波の想定	18-
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	23-

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本指針等	30-
第1節 災害予防の基本的な考え方	31-
第2節 津波防災地域づくり推進計画	32-
第2章 災害に強いまちづくり	33-
第1節 被害の未然防止	34-
第2節 災害危険区域等の対策	38-
第3節 地域の防災環境整備	39-
第4節 建築物等の安全性の確保	41-
第5節 公共施設等の災害予防	44-
第6節 社会資本の老朽化対策	47-
第3章 災害に強い人づくり	48-
第1節 自主防災組織	49-
第2節 防災訓練	53-
第3節 防災教育	65-
第4節 避難確保計画の作成	70-
第5節 消防団等の育成・強化	71-
第6節 要配慮者の安全確保	73-
第7節 帰宅困難者の安全確保	78-
第8節 市民運動の展開	79-
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	80-
第1節 初動体制の強化	81-
第2節 活動体制の拡充	83-
第3節 津波からの避難に関する事前の対策	88-
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	92-
第5節 救援物資の備蓄	96-

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等	98-
第1節 災害応急対策の基本方針	99-
第2節 市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）	100-
第2章 活動体制の確立	102-

第1節	活動組織	・ ・ ・ ・ ・	-103-
第2節	動員配備	・ ・ ・ ・ ・	-112-
第3節	通信連絡手段の確保	・ ・ ・ ・ ・	-118-
第4節	災害情報・被害情報の収集・伝達	・ ・ ・ ・ ・	-119-
第5節	災害救助法の適用及び運用	・ ・ ・ ・ ・	-121-
第6節	応援要請	・ ・ ・ ・ ・	-126-
第7節	自衛隊の災害派遣要請	・ ・ ・ ・ ・	-128-
第8節	他機関に対する支援要請	・ ・ ・ ・ ・	-135-
第9節	ボランティアとの連携	・ ・ ・ ・ ・	-137-
第10節	帰宅困難者対策	・ ・ ・ ・ ・	-139-
第11節	応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給	・ ・ ・ ・ ・	-140-
第12節	交通確保・輸送対策	・ ・ ・ ・ ・	-141-
第13節	広報活動・災害記録活動	・ ・ ・ ・ ・	-148-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	・ ・ ・ ・ ・	-150-
第1節	地震・津波に関する情報の市民への伝達等	・ ・ ・ ・ ・	-151-
第2節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	・ ・ ・ ・ ・	-152-
第3節	津波からの避難	・ ・ ・ ・ ・	-159-
第4節	救出救助	・ ・ ・ ・ ・	-163-
第5節	救急医療活動	・ ・ ・ ・ ・	-166-
第6節	消防活動	・ ・ ・ ・ ・	-169-
第7節	二次災害の防止活動	・ ・ ・ ・ ・	-171-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	・ ・ ・ ・ ・	-173-
第1節	避難所運営活動	・ ・ ・ ・ ・	-174-
第2節	避難所外被災者の支援	・ ・ ・ ・ ・	-179-
第3節	食料供給	・ ・ ・ ・ ・	-181-
第4節	給水	・ ・ ・ ・ ・	-184-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	・ ・ ・ ・ ・	-186-
第6節	医療活動	・ ・ ・ ・ ・	-190-
第7節	保健衛生活動	・ ・ ・ ・ ・	-192-
第8節	廃棄物処理	・ ・ ・ ・ ・	-194-
第9節	行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬	・ ・ ・ ・ ・	-196-
第10節	住宅の供給確保	・ ・ ・ ・ ・	-200-
第11節	文教対策	・ ・ ・ ・ ・	-204-
第12節	被害調査	・ ・ ・ ・ ・	-207-
第13節	社会秩序の維持	・ ・ ・ ・ ・	-208-
第14節	被災動物対策	・ ・ ・ ・ ・	-209-
第5章	社会基盤の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	-210-
第1節	社会基盤の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	-211-

第4部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設の災害復旧	-214-
第2章 市民サポートセンターの設置	-215-
第3章 災害義援金の受入れ及び配分	-217-
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	-218-
第5章 財源確保の対策	-219-

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	-221-
第1節 推進計画の目的	-222-
第2節 防災関係機関が地震発生時の 災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	-222-
第3節 津波からの防護	-222-
第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	-224-
第1節 津波に関する情報の伝達等	-225-
第2節 避難指示等の発令基準	-225-
第3節 津波対策等	-225-
第4節 消防機関等の活動	-225-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	-226-
第6節 交通対策	-227-
第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	-227-
第8節 迅速な救助	-229-
第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等	-230-
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中に関する情報の伝達等）	-232-
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部 等の設置等の発令基準	-232-
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	-232-
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害 応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	-232-
第5節 災害応急対策をとるべき期間	-232-
第6節 避難対策等	-233-
第7節 消防機関等の活動	-234-
第8節 水道、電気ガス、通信、放送関係における各事業者の対応	-234-
第9節 交通対策	-235-
第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設等に関する対策	-235-

第11節 滞留旅客等に対する措置	・ ・ ・ ・ ・	-236-
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置		
第12節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、 災害警戒本部等の設置等	・ ・ ・ ・ ・	-236-
第13節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	・ ・ ・ ・ ・	-237-
第14節 災害応急対策をとるべき期間	・ ・ ・ ・ ・	-237-
第15節 市のとるべき措置	・ ・ ・ ・ ・	-237-
第4章 関係者との連携協力の確保	・ ・ ・ ・ ・	-238-
第1節 資機材、人員等の配備手配	・ ・ ・ ・ ・	-239-
第2節 他機関に対する応援要請	・ ・ ・ ・ ・	-239-
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	・ ・ ・ ・ ・	-240-
第6章 防災訓練	・ ・ ・ ・ ・	-242-
第7章 地震防災上必要な教育及び広報	・ ・ ・ ・ ・	-243-
第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	・ ・ ・ ・ ・	-245-
佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）修正の経過	・ ・ ・ ・ ・	-246-

第1部 総 則

第1章 基本的事項

第2章 地勢及び気象

第3章 市内に被害等を及ぼした地震・津波

第4章 地震・津波の想定

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 基本的事項

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市における地震・津波災害に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、地震・津波防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、地震・津波災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の時系列的に配し、本市及び防災関係機関等の防災行動計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
第2部 災 害 予 防	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
第3部 災 害 応 急 対 策	災害の発生後から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第4部 災害復旧・復興	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等について定める。
第5部 南海トラフ地震防災対策 推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

3 職員災害時行動マニュアル

各対策部長は、本計画に定める対策の実施に関し、職員災害時行動マニュアルを策定する。また行動マニュアルは毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

4 計画の習熟

本市及び防災関係機関等は、平常時から調査・研究、教育・研修、訓練等によりこの計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

6 計画の周知

この計画は、平常時から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民・事業者にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 地勢及び気象

1 位置及び地勢

佐伯市は、東経 131 度 53 分 58 秒、北緯 32 度 57 分 36 秒に位置しており、市の総面積は 903 km² で九州最大の面積を有する。

北は津久見市、西は豊後大野市及び臼杵市、南は宮崎県に接し、南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山岳地帯によって仕切られている。東部は豊後水道に面し、四国を望む南北 270km に及ぶリアス海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されている。

域内は、番匠川下流域の平野部（沖積平野）を中心に発展した市街地と、北部、西部の山間部地域、南部、東部の海岸部地域に大きく区分される。

2 山間部地形

傾山を筆頭に、市域中心部から北に位置する彦岳、北西に尺間山、西に椿山と佩楯山、南西に傾山、南に場照山と元越山等の急峻な山々が屈曲しながら広い地域で連なっており、豊かな森林資源と複雑な地形を有している。

3 河 川

佐伯市の主要河川である番匠川は、幹川流路の延長 38 km、流域面積 464 km² の一級河川で、その源を本匠の三国峠に発し、急峻で屈曲の多い溪谷を流下し、途中久留須川、井崎川等を合わせながら東に流れ、山間部を抜けて、ゆるやかに蛇行して市街地に至り、さらに最大の支流である堅田川を合わせて灘山の麓にそって佐伯湾に注ぐ。

また、同じく三国峠を源流とする市園川、中岳川等は宮崎県の北川に合流しており、これらの川が各地域で豊かな文化を育んできた。

4 海岸部地形

日豊海岸に面した海岸部においては、極めて多くの変化に富んだ複雑な入り江が特徴で、同時に佐伯湾、蒲江湾、米水津湾は天然の良港となっており、豊富な水産資源に恵まれている。

また、佐伯湾に浮かぶ大入島、元の間海峡を隔てた大島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島、深島が点在している。

5 気 候

気候区分は、温暖多雨を特徴とする南海型気候に属しており、年平均気温は 16℃前後と比較的温暖で、夏に降雨量が多く、冬には晴天が多いのが特徴といえる。

1 年を通しての気温の変動幅は大きく、夏期には 30℃を越え、冬期には零下まで下がるが、積雪はほとんどない。

豊後水道の暖流の影響を受ける海岸部は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。山間

部では、冬季に特有の吹き下ろしによって、海岸部に比べて気温が2～3℃低くなり、一部の地域では霜による被害も見られる。

6 降雨量

年間降水量は、平均2,100mm前後で、その約7割が梅雨期と初秋を中心として来襲する台風によってもたらされるものであるが、一般的に6月上旬の入梅の初期には多量の降雨をもたらし、1か月平均300mmに達する場合がある。

7 台 風

7月～9月にかけては台風の進路となることが多く、台風の進路が那覇の北緯26度付近にくると佐伯地方に雨が降りはじめ、奄美大島の北緯28度付近から徐々に勢力を強め、鹿児島県の南端佐田岬の北緯31度に達すると本市も暴風雨の影響を受ける。

台風の中心部が通過する時には、中心部の到達とともに風が弱まり、通過と同時に風向きが変わり、風が強まるので注意を要する。

規模や勢力にもよるが、通常、台風が北緯33度を通過すると風はまだ強いが、雨は小降りとなり、北緯35度に達すると風雨は減少する。

第3章 市内に被害等を及ぼした地震・津波

1 市内に被害等を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内、市内被害の概要
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 $M=7.0\sim7.5$	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 $M=7.0\pm1/4$	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内（大分）、佐賀関で家屋倒れ。津波（4m）により大分付近の村里はすべて流れる。大分沖の瓜生島が陥没し溺死708人との記録がある。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 $M=8.4$	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5～6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に襲った。
1769年8月29日 (天明6)	日向、豊後 $M=7.3/4\pm1/4$	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内で石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 $M=8.4$	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 $M=8.4$	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5～6であった。大分藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 $M=7.3\sim7.5$	鶴崎で家潰100軒。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 $M=7.1/4\pm0.5$	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 $M=6.3$	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 $M=7.6$	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 $M=5.5$	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 $M=6.5$	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 $M=7.2$	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 $M=8.0$	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1968年4月1日 (昭和43)	日向灘 $M=7.5$	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。

日向灘地震		
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 M=7.8	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1996年10月19日 (平成8)	日向灘 M=6.9	佐伯市で震度4。
1996年12月3日 (平成8)	日向灘 M=6.7	佐伯市で震度4。
1997年4月3日 (平成9)	愛媛県南予 M=4.9	佐伯市で震度4。
2001年3月24日 (平成13) 平成13年(2001年)芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2009年8月5日 (平成21)	日向灘 M=5.0	佐伯市で震度4。
2010年1月30日 (平成22)	日向灘 M=4.8	佐伯市で震度4。
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1人。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28)	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、佐伯市内でも、春日町・上浦・鶴見・蒲江浦で震度5弱を観測。小さな余震を合わせると100回以上の揺れを観測した。 【佐伯市】住家被害：一部損壊3棟のみ 【大分県内】 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名。重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）
2022年1月22日 (令和4年)	日向灘 M=6.6	佐伯市鶴見、米水津、蒲江で震度5強を観測。 【佐伯市】住家被害：一部損壊440棟

		人的被害：軽傷者 3 名。 【大分県内】 大分市、竹田市で震度 5 強。負傷者 6 名 県内で建物被害 6 件。岡城跡の石垣一部崩落。
2024 年 8 月 8 日 (令和 6 年)	日向灘 M=7.1	佐伯市で最大震度 4 を観測。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表。 大分市、臼杵市、竹田市で最大震度 4 を観測。

※当時の標記 日本被害地震総覧 [416] - 2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

2 市内に被害等を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内、市内被害の概要
684年11月29日 （天武13）	南海道沖 M=8.1/4	
1596年9月4日 （慶長元） 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 （慶長9） 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 （宝永4） 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に來襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5と推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 （明和6）	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2～2.5mと推定される。
1854年12月24日 （嘉永7） 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 （昭和16）	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 （昭和21） 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 （昭和35） チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 （昭和36）	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 （昭和43） 1968年日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、T P上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 （昭和44）	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1970年7月26日 （昭和45）	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 （昭和47）	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 （平成22）	チリ中部沿岸 M=8.8	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 （平成22）	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 （平成23） 2011年東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。 津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦

		で43cmであった。
--	--	------------

「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

3 旧市町村史における宝永4年の地震津波に関する記録

○宝永4年10月4日（西暦1707年10月28日）地震（M8.6）

（1）蒲江町 蒲江町史（平成17年2月28日発行）

宝永4年（1707）10月4日（1）午ノ下刻（午後1時ごろ）たびたび地震がおき、極めて強い揺れであった。地震がやむと直ちに高潮（津波）が城下を襲った。人々に山上に逃げるよう指示するとともに、城内に入り込むことを許可している。津波は昼夜7度に及んだという。この地震・津波で在浦家数486軒がつぶれあるいは波にさらわれている。死者22人の内18人は在浦の者という。ほかに、在浦山崩大小32カ所、破損した船、合計12艘となっている。

11日、蒲江浦・宮之内浦・内野浦・片神浦・久保浦は大波を受けて食糧がなくなり、飯米の借用を申し出て受理されている。

4日の地震の場合は、江戸でも午後3時ごろかなり強い地震に見舞われている。宝永3年9月15日夜の地震と同じ程度であったと伝えられている。

この地震は江戸から九州まで広範囲にわたるものであるが、中でも大坂周辺が最も激しかったようである。震源は和歌山県潮岬沖で、マグニチュード8.4と推定されている。

（1）翌5年閏正月1日の条には、富士山の噴火、将軍による宝永山との命名が帰国した斉藤勘左衛門より報告されている。

（2）さて、この地震による津波は、高い所で9尺5寸余（約3m）に及んでいる。以上から考えれば、予測される南海地震の対応には十分な心がけが必要である。

（3）『国史大事典』吉川弘文館

（4）（1）に同じ。

（2）米水津村 米水津村誌（平成2年1月31日発行）

第3章第4節 村の古記録

1 宝永4亥年高潮の記録

宝永4年（1707）紀伊半島沖に大地震が起こり、当地方まで津波による大被害をもたらした。そのときの記録を『浦代代々役人控』から紹介しよう。

「宝永4年10月4日昼の八ツ時（2時）に南の方で轟音がして、直ちに大地震が来た。家の人が外に逃げたそのあとから、高潮が襲来して、浦代は一面湖のようになった。色利浦は田の尻より泥立ち、海はにぎり、沖から帰る網船は波先にわずかに見えただけであった。

浦々の家財、屋敷または畑までも流された。浦代浦は養福寺まで潮が差し込んだけれども、仏神の御加護であろうか、石壇が二つばかり残った。色利浦は尾花の山、峰押しの山は8合までも潮が差し込んだ。西谷は広岡の下墓原までも潮が差し込んだ。色利浦2人死に、浦代浦では18人死んだ。小浦・竹野浦には死人はなかった。

（中略）

宮野浦は、家財道具の浮いていたところを、網をおきまわしたために家財は流されなかった。

その日から翌年まで漁がなく、皆んな難儀をしたが、宮野浦は、他部落に比べれば困らなかった。よくよく用心しなければならぬし、宮野浦のしわざは皆ほめた。

この時の高潮で土佐・阿波・熊野地・大阪まで大破損した。佐伯地方は、蒲江、丸市尾は大破損であったが、大嶋より浦戸の方は破損はなかった。

代護浦より鶴谷・堅田・木立村までの新地はつぶれたので皆難儀した。

大地震の場合は、よくよく用心すべし。そして火難の節も常々用心第一にすべきである。

そのために、ここに書きしるすものである」（『浦代代々役人控』より意識）この時の震源は、南海道沖（紀伊半島潮岬南方）で、地震の規模はM8.4。五畿七道（伊豆から九州南東岸）にわたって甚大な被害を与えた大規模なものであった。

（3）佐伯市 佐伯市史（昭和49年5月1日発行）

第1章 自然と環境 土地災害

大分県災害誌に載っている幾多の地震の中で、佐伯地方で被害の最もひどかったのは、宝永4年の大地震とそれに伴って起こった大津波である。時は宝永4年（1707）10月4日、佐伯藩は六代毛利高慶の治世下で、震源地は東海沖、M（マグニチュード）8.4といわれる強震で、鶴藩略史には次のように記している。

10月4日佐伯の地大震あり、潰倒四百八十六戸なり。洪波の高さ殆ど一丈。市街を衝いて来る。云々とまず記し、津波が城下町を数度にわたって襲い、大変な被害となった。

そこで大急ぎで津波防止の堤防工事を起こし、藩主親しく巡視督励しているが、その詳細は後の項で述べよう。地震そのものも激しく恐ろしかったが、高潮によって死者22人を出している。

堤防は枅形（現在の郵便局付近）から、蟹田（五所明神前下手石橋付近）を結ぶ線で、この時植えられた、松並木の風景は、今は写真で偲ぶ外はなく、70歳前後の佐伯人なら記憶があるはずである。まさに佐伯市の歴史に残る地震と大津波であった。

佐伯地方災害年表

宝永4年（1707）津波 全国的大地震・震源東海道沖M8.4、高潮佐伯城下を襲う、死者22名

第3章 近世史 宝永の大地震

宝永4年（1707）10月4日から数日にわたって佐伯地方に大地震があり、倒壊家屋486戸、田畑の損毛2464石余、城下の堤防崩壊159間余、石垣129間、新地堤防57町余、塩浜堤防150町、在山崩れ大小32ヵ所、城下に押し込みし波の高さ9尺5寸余、死者22人、牛馬流出26匹、船破損12艘と記録されている。（この年11月、富士山大噴火、宝永山でさける）

宝永四年十月四日、午の下刻少々地震度々ありて、高潮城下へ押し入り、家中町々の者、男女ともに山に登り候様申付る、城内へも無遠慮なれば、何れへも勝手次第に逃げさしむ。

城下に潮さしこみ候事昼夜七度なり。五日は昨日地震高潮二付、領分中に申付け祈祷せしむ。臼坪大明神においても祈祷す。六日も昨日より今日に至り少々づつ絶えず地震し、潮家中の家に満ち込む。百名余の百姓共塩を願出候につき二人に一俵を渡す。七日より地震にて

崩れたる城下の所々を普請申付く。八日地震にて難儀におよび候坊主兩人、並に内町の者六十四人、社人一人、山伏兩人借米願出候ところ願のとおり申しつく、塩五百俵買上げ総体に与へ候様申付らる。（温故知新録）

この地震で高潮がしばしば城下に押し寄せ、被害が大きかったので、藩ではさっそくこうした災害に備える堤防築造に着手、藩主高定が親しく工事を監視した。

因って大いに堤防を中村外に起こし、枳形より蟹田に達す。公親しく監視し、給人古賀半左衛門、坂本瀬兵衛、浅井平次右衛門、間作平、秋山庄兵衛。高瀬善太夫を以て奉行となし、各々部署を分かち、役夫を督董し、日ならずして成る。（鶴藩略史）

この堤防築造（惣土手普請）は同年10月21日に始められ、12月24日に完成したもので、総間数37町49間2尺のうち新規築堤が11町53間半、役夫総数34793人を使役したと記されている。

第4章 地震・津波の想定

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査及び平成31年公表版地震被害想定調査並びに令和5年度指定大分県津波災害警戒区域に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、本市においては、南海トラフの巨大地震を想定し、防災・減災対策を推進する。

1 想定する地震・津波

平成24年度大分県津波浸水予測調査及び平成31年公表版地震被害想定調査並びに令和5年度指定大分県津波災害警戒区域

- （1）南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大。平成24年8月29日に内閣府が公表したモデルケース11）
- （2）別府湾の地震（慶長豊後型地震）（中央構造線断層帯による地震）
- （3）周防灘断層群（主部）（周防灘断層群主部による地震）

2 地震動及び発生確率

対象地震	最大震度	発生確率(%)		
		30年以内	50年以内	100年以内
南海トラフ巨大地震	6強	80%程度	90%程度以上	—
別府湾の地震(慶長豊後型地震)	5弱	ほぼ0%	—	ほぼ0～0.005%
周防灘断層群(主部)	4	2～4%	—	7～10%

3 「大分県津波浸水予測調査結果」（平成25年2月8日）

- （1）最大津波高・津波到達時間（南海トラフ巨大地震）

地点名	最大津波高 (地殻変動後)	+1m波高 到達時間	最大津波高 到達時間
上浦蒲戸	5. 26m	37分	45分
上浦津井	7. 41m	41分	50分
葛港	7. 40m	46分	54分
日向泊浦	6. 23m	40分	49分
鶴見地松浦	6. 29m	41分	49分
米水津浦代浦	12. 76m	28分	36分
米水津色利浦	11. 46m	28分	36分
蒲江新町	11. 03m	26分	32分
蒲江丸市尾浦	13. 50m	26分	34分

(2) 最大津波高・津波到達時間（別府湾の地震（慶長豊後型地震）・周防灘断層群(主部)）

地点名	別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群(主部)	
	最大津波高 (地殻変動後)	最大津波高 到達時間	最大津波高 (地殻変動後)	最大津波高 到達時間
上浦蒲戸	1. 43 m	1 時間 40 分	1. 08 m	5 時間 15 分
上浦津井	1. 36 m	1 時間 40 分	0. 92 m	2 時間 27 分
葛港	1. 60 m	1 時間 41 分	0. 95 m	3 時間 25 分
日向泊浦	1. 42 m	1 時間 46 分	0. 91 m	5 時間 17 分
鶴見地松浦	1. 85 m	1 時間 51 分	0. 96 m	3 時間 21 分
米水津浦代浦	1. 29 m	4 時間 13 分	0. 92 m	5 時間 36 分
米水津色利浦	1. 23 m	4 時間 13 分	0. 90 m	5 時間 36 分
蒲江新町	1. 43 m	2 時間 41 分	1. 12 m	5 時間 49 分
蒲江丸市尾浦	1. 56 m	4 時間 5 分	1. 13 m	4 時間 29 分

4 「大分県地震被害想定調査(南海トラフの巨大地震)」(平成31年公表版)(佐伯市における被害想定)

(1) 建物被害総計(棟)

区分	揺れ	液状化	津 波	急傾斜地 崩壊	火災 焼失	計
全 壊	460	685	13,836	6	3	14,990
半 壊	973	1,133	9,175			11,281
計	1,433	1,818	23,011	6	3	26,271

ア 内訳：揺れ・液状化による建物被害(棟)

揺 れ				液状化			
全 壊		半 壊		全 壊		半 壊	
460		973		685		1,133	
木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
410	50	929	44	491	194	879	254

イ 内訳：津波による建物被害(堤防が機能しない場合)(棟)

全 壊	半 壊		床下浸水
		床上浸水	
13, 836	9, 175	4, 182	1, 287

ウ 内訳：急傾斜地崩壊による建物被害(棟) エ 内訳：火災による焼失件数(冬18時)(棟)

全 壊
6

焼 失
3

(2) ブロック塀倒壊件数(件)

塀 数	倒 壊
27,070	3,545

(3) 死傷者（堤防が機能しない場合の最大値）（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊(冬 5 時)	5	0	1	11
津波(冬 18 時)	8, 449		370	719
斜面崩壊(冬 5 時)	1	0	1	3
火災(冬 18 時)	0	0	0	0
ブロック塀倒壊(冬 18 時)	0	0	4	8

※「-」はゼロ、「0」は0より大きく、0.5未満を表わす。（以下同じ）

ア 詳細：建物倒壊による死傷者（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	5	0	1	11
夏 1 2 時	4	0	1	11
冬 1 8 時	4	0	1	10

イ 詳細：津波による死傷者（堤防が機能しない場合の最大値）（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	6, 903		1, 279	2, 483
夏 1 2 時	8, 745		378	734
冬 1 8 時	8, 449		370	719

ウ 詳細：斜面崩壊による死傷者（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	1	0	1	3
夏 1 2 時	0	0	0	1
冬 1 8 時	1	0	1	2

エ 詳細：火災による死傷者（人）

区 分	焼失棟数※	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	0	0	0	0	0
夏 1 2 時	1	0	0	0	0
冬 1 8 時	3	0	0	0	0

※6時間後の焼失棟数を採用して、揺れ・津波による被害のダブルカウントを処理した値

オ 詳細：ブロック塀倒壊による死傷者（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	0	0	0	0
夏 1 2 時	0	0	3	5
冬 1 8 時	0	1	4	8

(4) 減災対策による軽減効果（（南海トラフ 巨大地震）

ア 耐震補強後の揺れによる建物被害（棟）

揺 れ				液状化			
全 壊		半 壊		全 壊		半 壊	
92		142		685		1, 133	
木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
63	29	114	28	491	194	879	254

イ 死傷者（耐震補強後の建物崩壊による人的被害）（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊(冬5時)	1	0	0	2

ウ 死傷者（早期避難時の津波による人的被害）（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
津波（冬5時）	5		11	21

エ 死傷者（早期避難時+避難ビル効果時の津波による人的被害）（人）

区 分	死 者	重篤者	重傷者	中等傷者
津波(冬5時)	0		11	21

(5) 避難所生活者数（人）

1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
19,098	10,284	18,770	10,173	18,007	9,696

(6) 長期的住機能支障(人)

応急仮設 住宅数(世帯)	応急仮設住宅からの移転先(世帯)			
	公営住宅	民間賃貸住宅	持家購入・建替	自宅改修・修理
2,070	1,325	197	325	48

(7) 帰宅困難者数(人)

2,534	大分市	津久見市	臼杵市	豊後大野市	県内その他	県外
	993	420	424	357	139	201

(8) 上水道の物的被害・機能支障

被害数 (箇所)	被害率 (箇所 km)	断水率・影響人口							
		直後		1 日後		2 日後		7 日後	
		率 (%)	影響 人口 (人)	率 (%)	影響 人口 (人)	率 (%)	影響 人口 (人)	率 (%)	影響 人口 (人)
41	0.05	14	10,776	9	6,634	8	6,232	7	5,388

(9) 下水道施設の物的被害・機能支障

被害量(m)	影響人口(人)
74	2,469

5 「大分県地震被害想定調査(中央構造線断層帯による地震)」(平成31年公表版)(佐伯市における被害想定)

(1) 建物被害総計(棟)

区分	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災焼失	計
全壊	0	0	4	0	0	4
半壊	1	0	239			239
計	1	0	243	0	0	243

(2) 死傷者(堤防が機能しない場合の最大値)(人)

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊	0	0	0	0
津波(冬18時)	35		10	19
斜面崩壊	0	0	0	0
火災	0	0	0	0
ブロック塀倒壊	0	0	0	0

※「-」はゼロ、「0」は0より大きく、0.5未満を表わす。(以下同じ)

(3) 避難所生活者数(人)

1日後		1週間後		1ヵ月後	
避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
98	53	98	53	98	53

6 「大分県地震被害想定調査(周防灘断層群主部による地震)」(平成31年公表版)(佐伯市における被害想定)

(1) 建物被害総計(棟)

区分	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災焼失	計
全壊	0	0	2	0	0	2
半壊	0	0	88		0	88
計	0	0	90		0	90

(2) 死傷者(堤防が機能しない場合の最大値)(人)

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊	0	0	0	0
津波(冬5時)	20		14	27
斜面崩壊	0	0	0	0
火災	0	0	0	0
ブロック塀倒壊	0	0	0	0

※「-」はゼロ、「0」は0より大きく、0.5未満を表わす。(以下同じ)

(3) 避難所生活者数(人)

1日後		1週間後		1ヵ月後	
避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
40	22	40	22	40	22

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市（市長、消防機関、教育委員会）

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関又は他の地方公共団体の協力を得て、次に掲げる業務を処理するものとする。

- （1）佐伯市防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- （3）気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- （4）災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- （5）被害状況の調査報告に関すること。
- （6）消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- （7）居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等に関すること。
- （8）被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- （9）清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- （10）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （11）その他防災に関し、市の所掌すべきこと。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、佐伯市及び指定地方公共機関等が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- （1）県防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- （3）被害状況の収集調査に関すること。
- （4）水防その他の応急措置に関すること。
- （5）犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- （6）県営ダム等の防災管理に関すること。
- （7）緊急輸送車両の確認に関すること。
- （8）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- （9）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （10）その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、佐伯市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- （1）九州管区警察局
ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。

- イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- カ 災害時における警察通信の運用に関すること。

（2）九州財務局（大分財務事務所）

- ア 公共事業等被災施設査定の手配に関すること。
- イ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
- ウ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
- エ その他防災に関し、財務局の所掌すべきこと。

（3）九州厚生局（大分事務所）

- ア 被害状況の情報収集、通報に関すること。
- イ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
- ウ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
- エ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。

（4）九州農政局（大分県拠点）

- ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること。
- イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
- ウ 主要食料の安定供給対策に関すること。
- エ その他防災に関し、農政局の所掌すべきこと。

（5）九州森林管理局（大分森林管理署）

- ア 国有林野の治山事業の実施に関すること。
- イ 保安林、保安施設等の保全に関すること。
- ウ 国有災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
- エ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。

（6）九州経済産業局

- ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
- イ 被災した中小企業等に対する融資あっ旋に関すること。
- ウ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。

（7）九州産業保安監督部

- ア 鉱山における災害の防止に関すること。
- イ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
- ウ 危険物等の保全に関すること
- エ その他防災に関し、産業保安監督部の所掌すべきこと。

（8）福岡管区气象台（大分地方气象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。

- ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大部分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- カ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(9) 第七管区海上保安本部（佐伯海上保安署）

- ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ウ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
- エ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
- カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
- キ 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- ク その他防災に関し、海上保安本部の所掌すべきこと。

(10) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、佐伯河川国道事務所）

- ア 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- イ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
- ウ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- エ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- オ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく支援に関すること。
- カ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(11) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関すること。
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ウ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- エ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- オ 非常通信の統制、管理に関すること。
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(12) 大分労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- イ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

4 自衛隊（陸上自衛隊第2特科団第301多連装ロケット中隊、海上自衛隊佐伯基地分遣隊）

- (1) 人命救助・救急活動に関すること。

- （2）人命、財産の応急対策に関すること。
- （3）救助物資の輸送に関すること。
- （4）災害通信の支援に関すること。
- （5）海上輸送の協力と海上活動の支援に関すること。
- （6）その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について佐伯市が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

- （1）九州旅客鉄道株式会社（大分支社佐伯駅）
 - ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
 - イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。
- （2）日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
 - ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
 - イ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
- （3）西日本電信電話株式会社（大分支店）
 - 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。
- （4）携帯電話会社（KDD I、NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社（九州営業部））
 - 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- （5）日本銀行（大分支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金通機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- （6）日本赤十字社（大分県支部）
 - ア 医療救護に関すること。
 - イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
 - ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
 - エ 義援金の受付と配分に関すること。
 - オ その他災害救護に必要な業務に関すること。
- （7）日本放送協会（大分放送局）
 - ア 気象予報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
 - イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
- （8）日本通運株式会社（佐伯営業所）
 - 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
- （9）九州電力送配電株式会社（大分支店 配電部 佐伯配電事業所）

- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時における電力供給確保に関すること。
 - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (10) 西日本高速道路株式会社（九州支社）
管理する道路等の整備・改修に関すること。
- (11) 日本郵便株式会社（佐伯郵便局）
- ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - (エ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
 - (カ) 通信病院による医療救護活動に関すること。
 - (キ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること。
 - ウ その他防災に関し、郵政局の所掌すべきこと。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について佐伯市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送（南部支社）、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社（株式会社ケーブルテレビ佐伯）
気象予報等、災害情報の周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) 公益社団法人大分県トラック協会（佐伯分会）
- ア 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
 - イ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分バス株式会社（佐伯営業所）
- ア 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
 - イ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。
- (4) 一般社団法人大分県医師会（佐伯市医師会）
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) 一般社団法人大分県LPガス協会（佐伯地区LPガス協議会）
- ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
- (6) 一般社団法人大分県歯科医師会（佐伯市歯科医師会）
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (7) 有限会社大分合同新聞社（佐伯支社）、株式会社朝日新聞社（佐伯通信局）、社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社（佐伯支局）、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社（佐伯通

信部）、株式会社読売新聞社（佐伯通信部）

気象予報等、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関する
こと。

（8）公益社団法人大分県看護協会（佐伯支部）

ア 災害時における災害看護に関すること。

イ 災害後の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とい
う。）の支援に関すること。

（9）公益社団法人大分県薬剤師会（佐伯市薬剤師会）

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

（10）一般社団法人大分県建設業協会（佐伯支部）

ア 災害時における道路啓開に関すること。

イ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与すると
ともに、佐伯市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

（1）農林水産関係団体

ア 市が行う農林、水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。

イ 農作物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導に関すること。

ウ 被害農林漁業者に対する融資又はその斡旋に関すること。

エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。

オ 飼料、肥料、種苗、漁具等の確保対策に関すること。

（2）商工会議所等商工業関係団体

ア 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者、斡旋等の協力に関すること。

イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。

ウ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関するこ
と。

（3）建設業関係団体

ア 災害時における応急復旧の協力に関すること。

イ 応急復旧に関わる資材の確保。

（4）社会福祉法人大分県社会福祉協議会

イ 災害ボランティアに関すること。

ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。

ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。

（5）さいき市民放送株式会社（エフエムさいき）

ア 気象予報等、災害情報の周知徹底に関すること。

イ 防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本指針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1章 災害予防の基本指針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 「津波防災地域づくり推進計画」

第1章 災害予防の基本指針等

佐伯市において地震・津波災害から市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は、大別して「災害に強いまちづくりのための対策」「災害に強い人づくりのための対策」「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限にするために事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

市では「国土強靱化計画」や「佐伯市津波防災地域づくり推進計画」等をもとに対策を推進する。

第1節 災害予防の基本的な考え方

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。ここでの「災害に強いまちづくり」とは、被害を未然に防止するとともに、発生したとしても被害を最小限に止め、その後の復旧・復興を迅速に推進するための対策である。

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の災害対応力・防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動・対応がとれるようにするための対策である。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するのに必要な、活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。

第2節 津波防災地域づくり推進計画

津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成30年3月、「佐伯市津波防災地域づくり推進計画」を全国で10番目に策定した。

津波高は低いものの発生頻度の高い津波に対しては、海岸堤防等のハード整備によってできるだけ被害を軽減することに加え、最大クラスの津波に対しては、ハザードマップの整備など、市民の命を守るための避難を最優先としたソフト対策を重視するなど、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想でこれを推進する。

また、このような津波災害に対する防災・減災対策により、地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないよう、地域活性化の観点も含めた効率的かつ効果的な津波防災の実現を求めている。

具体的な津波防災地域づくり推進施策については、別に定める「佐伯市津波防災地域づくり推進計画」によるものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 被害の未然防止

第2節 災害危険区域等の対策

第3節 地域の防災環境整備

第4節 建築物等の安全性の確保

第5節 公共施設等の災害予防

第6節 社会資本の老朽化対策

第2章 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、砂防その他公共施設の維持管理を適切に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

第1節 被害の未然防止

災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を未然に防止するための防災対策事業は、おおむね以下のように推進するものとする。

1 河川災害防止対策

（1）基本方針

従来、市内の河川法（昭和39法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。

そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を行う。

事業実施については、地盤沈下が顕著な地域などの勘案や、緊急時の消火、生活用水としての確保、津波防災施設の計画的な整備及び点検を行うとともに、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とし、情報連絡手段の整備を推進するものとする。

（2）管理上の措置

市が管理する河川において、大津波警報や津波警報等が解除され安全を確認した後に、河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

2 海岸保全対策

（1）基本方針

市内の海岸部は典型的なリアス海岸であり、地震時の津波の影響を受けやすいが、これまで主に、台風高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液化化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津

波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

（2）管理上の措置

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、以下に示す事業を推進するものとする。

ア 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

イ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

3 港湾・漁港整備対策

（1）基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の市民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、現在フェリー及び連絡船が就航している佐伯港に耐震岸壁を整備し、松浦漁港はそれを補完する港として、重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

（2）管理上の措置

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、佐伯港等の拠点港及びこれを補完する港湾及び漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

4 道路整備対策

（1）基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。

特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去するとともに、土砂災害発生監視装置などの整備や連絡・警戒・避難体制の確立に努めるものとする。

（2）管理上の措置

ア 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。

イ 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。

ウ 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。

エ 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡、確認する。

オ 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。

カ 警察本部、市町村関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

5 農地防災対策

（1）基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

また、地震等の緊急時に消防水利・生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

（2）管理上の措置

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

さらに、地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

6 情報伝達対策

（1）基本方針

市は、被害を未然に防止する津波警報等の情報の迅速な伝達を行うため、Jアラート（全国瞬時警報システム）を導入しており、デジタル防災無線への更新、防災・行政ラジオの貸出等、情報伝達施設の機能充実を推進するものとする。加えて、市民側においても防災・行政ラジオの設置、防災メールの登録など多数の情報収集手段を保持する必要があるため、広報等を利用し、普及に努める。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

県及び市は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（佐伯市地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、関係市民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 地域の防災環境整備

県及び市は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る。

また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進

（1）防災的土地利用の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用が図れるよう、新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、防災に配慮した都市の安全性の向上を図る。

また、特に土砂災害の危険性の高い地域での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

2 都市の防災構造化

（1）都市の防災構造化に関する基本指針

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべく、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備を推進する。

（2）都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性の高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施する。

ウ 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保・誘導標識等の設置

緊急避難場所（避難地）となる津波避難タワーや人工高台ならびに公園や広場等のオープンスペースの整備、確保を図るとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

オ 防災拠点の確保・整備

都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能を高める。

また、大規模災害時における市の防災拠点として、佐伯市総合運動公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート、④災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能、⑤備蓄品及び全国から集積する救援物資の避難所等への仕分・輸送拠点機能を配置する。今後、各機能の配置や必要となる設備等の検討を進めるとともに、本庁舎が被災し、使用できない場合の代替災害対策本部場所としての検討を行う。

（3）所有者不明土地法に基づく措置の活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

3 地震火災の予防

（1）地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提とした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

イ 消火活動困難地域の解消

狭あい道路について、避難路や緊急車両通行道路として利用できるよう拡幅整備に取り組む。

ウ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（2）地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

イ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第4節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施設に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び同法に基づく「佐伯市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成20年3月策定）の的確な施行により、公共施設及び一般建築

物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域による住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保

（1）公共施設に関する事業の基本方針

市・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

（2）公共施設に関する事業の実施

市及び県等は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

エ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水の恐れのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

（3）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

庁舎や教育施設等は、災害対策本部の設置や避難場所等になる重要な施設であり、その対策の充実を図るものとする。

ア 災害対策本部等がおかれる庁舎等の措置

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

（イ）無線通信機等通信手段の確保

（ウ）災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 教育施設の措置

（ア）学校教育施設（幼稚園、小・中学校施設）

市内小中学校の耐震化率100%を目指すとともに老朽化等に対応した計画的な施設整備を行う。

a 耐震化の推進

全小中学校の耐震診断の速やかな実施と、診断結果を踏まえた補強や改築による早期の耐震化完了を行う。

b 老朽化対策などの推進

老朽化した学校施設の大規模改造など、施設の整備を計画的に行う。学校施設の定期的な安全点検を実施する。

（イ）社会教育施設（文化施設・社会体育施設）

避難施設に指定されている公民館等の施設で、新耐震基準によらない建築物について、当該建築物の避難施設上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、耐震性の確保に努める。

（ウ）給食調理場施設

非常食を提供する重要な施設であるため、耐震化及び老朽化した調理施設の大規模改造や定期的な点検を実施する。

（4）管理上の措置

市等が管理する庁舎、会館、学校等の不特定多数の者が利用する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとし、具体的な措置内容は、施設ごとに定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

（ア）津波警報時の来場者等への情報伝達

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討する。

b 緊急避難場所（避難地）や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

（イ）来訪者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置

（エ）出火防止の措置

（オ）水、食料等の備蓄

（カ）消防用設備の点検、整備

（キ）非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

（ア）病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

（イ）学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の措置をとるものとする

- a 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等）は、これらの者に対する保護の措置
- c 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

2 一般建築物の安全性確保

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

- ア 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- イ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

ア 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に、旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。

イ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ウ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が観賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第5節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防

（1）上下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

（2）上・下水道施設の災害予防事業の実施

ア 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

イ 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において、下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

2 港湾・漁港施設の災害予防

（1）港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に努める。

（2）港湾・漁港施設災害予防事業の実施

対象地域の拠点港湾・漁港及びこれを補完する港湾・漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するための施設整備計画は「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

3 道路施設の災害予防

（1）道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、災害活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

（2）道路施設災害予防事業の実施

ア 国・県・市

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

（ア）道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

（イ）橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し、調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

（ウ）横断歩道橋の保守

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

（エ）トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

イ 西日本高速道路株式会社及び国土交通省

（ア）西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状態を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

（イ）地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止位置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」「速度規制」「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

（ウ）事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

4 電力施設の災害予防（九州電力株式会社）

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

5 ガス施設の災害予防（LPGガス協会）

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小

化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行うものとする。

6 通信設備の災害予防（西日本電信電話株式会社）

- （1）災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。
- （2）災害対策用機器及び車両の配備
災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて機器及び車両等を配備する。
- （3）災害対策用資材等の確保
災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- （4）防災演習
防災を円滑、かつ迅速に実施するため、訓練を実施する。
なお、県・市町村等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

7 携帯通信施設災害予防（携帯電話事業者）

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

8 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。

今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、災害予防の一層の向上に努めるものとする。

第6節 社会資本の老朽化対策

市及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織

第2節 防災訓練

第3節 防災教育

第4節 避難確保計画の作成

第5節 消防団等の育成・強化

第6節 要配慮者の安全確保

第7節 帰宅困難者の安全確保

第8節 市民運動の展開

第3章 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」は、市・防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市や消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

大地震の発生及びそれに伴う津波が発生した場合に、電話の不通、道路、橋梁等の破損によって、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止や軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、市民自らの初期消火や被災者の救護、避難等を行うための地域住民の結束、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動の体制確立が有効な対策となる。

2 佐伯市の現状と課題

佐伯市における自主防災組織の数は、令和4年3月末現在で305組織。368ある行政区のうち338地区で組織されており、組織がカバーする世帯の割合である結成率は91.8%となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。

3 自主防災組織の結成及び活性化に向けて

（1）活動支援

市は、自治委員などから自主防災組織の設立にかかる依頼がある場合には、必要な指導、助言を行うものとする。また、防災活動推進のため、自主防災組織が「佐伯市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱」に基づき所定の事業を行う場合に市が費用の一部を助成する。

（2）活性化の推進

市は、自主防災組織が行う消火訓練及び避難訓練並びに防災学習会の開催等の防災活動に関して、必要に応じた支援や、指導、助言を行うものとする。また、防災について考え、組織として訓練する機会を設けるために、地域の実状に応じて組織が参加できる「地域避難訓練」や

「避難所運営訓練」を、定期的に実施するものとする。

4 自主防災組織の役割と活動

（1）行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、市内の避難率は6.1%であった。

今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と市民との信頼関係の構築が重要になることから、活動の核となる自主防災組織の役割は大きい。

（2）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。

そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

（3）防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、津波等の緊急避難場所（避難地）、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動を適切にとれるような、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため、組織的な訓練が求められており、市からも取り組み支援を行うものとする。

また、地域ぐるみで幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命を守るため、昼間時の災害における避難等連携体制を確認し、地域住民の防災拠点としての学校等の防災機能向上を図るためにも、地域にある学校等と協働した防災訓練の実施も推進するものとする。

（4）防災教育

自主防災組織は、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及啓発、特に津波に対する防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成について市も支援するものとする。

（5）避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市の民生部局や（福）佐伯市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と避難行動要支援者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高め

ていくことが重要である。

（6）率先避難と声かけ

東日本大震災で自主防災組織の役員が住民の避難誘導中に被害にあった事例も踏まえ、津波が発生した際、自主防災組織の役員等もまずは自らの安全を確保するのが第一である。そのうえで、避難ルート上の玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、地域住民の緊張感を高め避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要で、何よりも率先して避難する姿を見せることが、地域住民の避難のきっかけになる。

5 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進するものとする。

（1）自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化

ア 防災士養成研修の受講等資格取得支援（女性防災士養成の推進）

イ 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施

ウ 防災士指導者養成研修の実施

エ 新任防災士研修の実施

（2）防災啓発の促進と活動のための情報提供

防災アドバイザーの派遣などによる、活動活性化に向けた防災講演会の開催や、防災まちあるき、災害図上訓練等の取組み支援と先進事例紹介

（3）行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有と事例紹介

（4）佐伯市防災士会の活動支援

（5）地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

ア 自主防災組織や佐伯市社会福祉協議会等を対象とした研修会の実施

イ 地区（自主防災組織）に対する支援

6 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害

による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について市民へ情報発信に努める。

7 地区津波避難計画について

本市は、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、津波災害警戒区域を避難対象地域とし、津波浸水地区で作成した地区津波避難計画にて、緊急避難場所（避難地）や避難経路を地域住民へ周知徹底を図るとともに、各種情報の変更があった場合は随時更新していくものとする。

8 地区防災計画

- （1）市の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- （2）市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができるものとする。

第2節 防災訓練

市は、地域防災計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、市民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震・津波災害に備えた防災訓練を実施するものとする。なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

○防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。

○高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

○図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。

○地形や人口減、高齢化等、地域の特性や地域の事情に応じた訓練項目・内容となるよう改善を図りながら実施すること。

○訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

（1）想定地震・津波及び地震動

第1部第4章で想定する地震・津波、地震動とする。

（2）想定津波高・津波到達時間

第1部第4章3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本市の場合、南海トラフの巨大地震では高さ1mの津波が最も早い地域では26分後に到達するものと想定されている（大分県津波浸水予測調査結果（平成25年2月8日））。

2 防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに防災訓練を実施し、特に津波に対しては自主避難行動が重要になることから、その啓発に努めるものとする。

（1）総合防災訓練

市は、県及び近隣自治体や防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため、より高度かつ実践的な総合防災訓練を実施するものとする。

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築にも努めるものとする。

（2）市民等の防災訓練

市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の市民に対して、平常時から指定緊急避難場所（避難地）、避難路等を周知するとともに、「地域避難訓練」「避難所運営訓練」など自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対して、必要な助言・指導を行うとともに

に、積極的に協力するものとする。

なお、「避難所運営訓練」を行う際は、策定済の「佐伯市避難所運営マニュアル」を積極的に活用する。

（3）教育施設での防災訓練

市及び県は、学校等の教育施設において、児童生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法等を周知する。

（4）要配慮者及び医療施設での安全確保

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得ながら避難訓練を取り組むものとする。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練の実施を推進する。

（5）船舶等の安全確保

市は、海上保安署や県及び防災関係機関とともに、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施により、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する

3 各種防災訓練例

（1）地震・津波共通訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。
	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。
	民間企業・ボランティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練。
	避難所運営訓練	参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。 なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。

	離島等孤立可能性地域の想定訓練	津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。 （図上演習）（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMA Tへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。 なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安庁、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（避難地）（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）
実働訓練 実働訓練	ヘリコプター運用による救出訓練	山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。
	教育施設における訓練	理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。
	医療施設、福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	複数の医療施設・福祉施設間で、災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の避難（受入れ）・患者等搬送訓練。 複数施設間で連携することにより、受け入れ先の分散が可能となる。
	避難所における避難者名簿作成訓練	事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。
	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。 ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。 避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。

（2）地震対応訓練

訓練名		内 容
図上（実働）訓練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	隣保班単位で緊急避難場所（避難地）への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。 ※検討後の実働による検証も重要。
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※検討後の実働による検証も重要。
	住宅・工場等が混在する地域における緊急避難場所（避難地）等検討訓練	地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所（避難地）等を風向きごとに検討する訓練。 ※検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要。
	安否確認・情報伝達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。
	負傷者の救出・搬送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。 更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。

(3) 津波対応訓練

訓練名		内 容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区の公民館等に集合の上、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとに、 ○地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、緊急避難場所（避難地）を検討 ○避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 上記集合場所から避難路を経由し、緊急避難場所（避難地）までの実働避難訓練。
	海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練）	自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある緊急避難場所（避難地）（大分県津波浸水予測図における各地域における最大浸水深を超える高層ビル等を含む。以下この項目内について同じ。）を検討して行う避難訓練。 市内への高さ1mの津波到達予想時間は、最短で26分であり、訓練では20分以内での避難完了を目指す。 ただし、徒歩20分以内の距離に適切な緊急避難場所（避難地）が設定できない所は、津波到達予想時間内に徒歩避難が可能な緊急避難場所（避難地）を選定し、訓練を実施するものとする。 また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく。
実働訓練	避難広報・情報伝達訓練	夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。 半鐘（小型の釣鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。
	沿岸の観光施設における避難誘導訓練	予め、地震発生時の指定緊急避難場所（避難地）を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。 また、海水浴客、サーファー等への警報・指定緊急避難場所（避難地）の周知、避難誘導を実施する訓練。
	教育施設における防災訓練	P T A授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者も、子供の避難路、指定緊急避難場所（避難地）を確認できる。）。 宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所（避難地）の確認等）を受け、体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。
		昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。 前提として、事前に・指定緊急避難場所（避難地）、避難路を周知するための避難訓練・教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導）を行った上で実施する。
		クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。 なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。

避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練	社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所（避難地）、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。
船舶等の安全確保訓練及び船舶等への避難訓練	種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。 また、大型フェリーボート等着岸場所付近においては、大型フェリーボート、旅客船を高所建物又は避難所と想定しての地域住民等を乗船させての緊急避難訓練及び避難所運営訓練。
地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練	自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（避難地）（それぞれが5分以内（概ね300mの距離）の内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。 緊急避難場所（避難地）としては、裏山、高台、高層ビル等で大分県津波浸水予測図（以下「浸水予測図」という。）の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には次善の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。 なお、緊急避難場所（避難地）の高度が上記に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所（避難地）は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。 また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。 海溝型地震の場合、高さ1mの津波到達予想時間は、最短で26分となっている。 よって、緊急避難場所（避難地）が浸水予測図の浸水想定区域にある地区については、これら到達予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。
臨時情報対応訓練	「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針」が策定され、臨時情報対象地域における、避難行動要支援者の事前避難が課題であり、対象者・介助者に訓練を通して避難行動を確認訓練 訓練内容は、最寄りの集合場所へ集合し、避難所への移送を行い避難行動を確認してもらうための訓練

地震対応訓練モデルNo.1（図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送）

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 50 人
訓練時間	図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計 2 時間）
準備過程	①訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の 90 日前 ②自治会から自治体・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60 日前 ③自治会で訓練実施要項等作成 → 自治体へ協力依頼～50 日前 ④地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40 日前 ⑤参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20 日前 ⑥訓練時必要物品の準備～10 日前 ⑦訓練時必要物品の点検等最終確認～3 日前 ⑧訓練会場（消火訓練）設営～1 日前

訓 練 内 容	
図上訓練	隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） ○大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀の倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。 「避難路・緊急避難場所（避難地）・避難所～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等を考慮して複数検討。 ○避難行動要支援者及び支援できる人の把握 ○一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○緊急避難場所（避難地）・避難所確認。 ○実働訓練に備え、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。

実 働 訓 練	地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～ ○班長が点呼実施。 ○班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。 ○情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。 ※情報内容 A からの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。 B からの情報～電気・電話が不通。 C からの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がする。 D からの情報～水道が止まっている。 E からの情報～玄関ドアが開かず出られない（ビル3階） ○報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。 ○消防署員（団員）の指導の下、バケツリレーや消火器使用の初期消火訓練を行う。 ○家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法についての実地訓練、簡易担架による負傷者搬送を実施。 ※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。 ○訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。
----------------------------	---

津波対応訓練モデルNo.1（図上、実働避難）

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防団、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 150 人（就学前幼児～80 歳代高齢者）
訓練時間	講話、図上訓練、実働避難訓練～各 1 時間（炊出し訓練は並行実施）
準備過程	①訓練実施の決定（自治会内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の 90 日前 ②自治会から自治体・社会福祉協議会へ相談・調整→訓練日程・内容の決定～60 日前 ③自治会で訓練実施要項等作成→自治体へ協力依頼～50 日前 ④地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）・訓練時支援希望調査文書（要配慮者が訓練に参加する場合に手助けが必要か否かの希望を確認するための調査）を通知～40 日前 ⑤参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20 日前 ⑥訓練時必要物品の準備～10 日前 ⑦訓練時必要物品の点検等最終確認～3 日前

訓 練 内 容	
講話	講師～防災士 ○映像～被災状況等の視聴により、津波の怖さ・早期避難の重要性を訴え。 ○知識の啓発～発生の仕組み、過去の災害事例、県の津波想定。 ○訓練の重要性～自助・共助（行動につなげる態度、要配慮者に対する配慮等）意識付け等。
図上訓練	隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） ○地域を知る～大判の住宅地図を使い、防災の視点で地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「浸水予想箇所」～ハザードマップと擦り合わせて確認。 「危険箇所」～崖、川、看板・ガラスの落下、ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ等のある所。 「避難路・緊急避難場所（避難地）」～危険箇所・避難所要時間等を考慮し複数検討。 ○人を知る～避難行動要支援者の把握、支援できる人及びその在宅時間帯、支援可能な内容・程度等の把握（誰が誰をどのような方法で支援するかも検討）。 ○一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○緊急避難場所（避難地）及び避難目標時間確認。
炊出し訓練	婦人会、子供等が実施（昼食を兼ねる） ○避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、釜、飯ごう、大鍋等を使用した炊出しの方法を覚える。 ○被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄を確実に行う。

実 働 避 難 訓 練	隣保班単位で、緊急避難場所（避難地）に避難（原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用） ○地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ○班長が点呼実施、未参集者の確認及び避難行動要支援者の支援（自動車とリヤカー）を指示。 ○図上訓練で検討した避難路に従い避難開始。途上、各人が避難路の適否（想定外の危険箇所はないか、より近い道はないか、坂がきつくないか等）を確認する。 ○自動車使用の場合は必ず補助員を乗車させ、補助員は途上の安全確認、震災時の障害予測（倒壊家屋、ブロック塀、電柱）も行う。 ○訓練終了後、避難目標時間と実際の所要時間との擦り合わせなど結果を検証する。
--	--

津波対応訓練モデルNo.2（図上、実働～緊急避難・二次避難）

参加機関・ 訓練規模・ 訓練時間・ 準備過程～津波対応訓練モデルNo.1 参照	
訓練シナリオ概要	※前提～実働訓練の前に図上訓練を実施し、予め参加者の緊急避難場所（避難地）、二次避難地（緊急避難場所（避難地）に危険が迫った場合の再避難場所）の選定等を行っておく。 ①震源不明（活断層型か海溝型か不明）、体感震度6～7 程度の地震が発生。 ②発生直後に各人は予め選定しておいた緊急避難場所（避難地）へ避難（携帯電話、ラジオを携行）。 ③緊急避難の後、「同地震が海溝型で、巨大津波が地震発生から20分後に到達する」とのラジオ情報入手を想定し、更に高い二次避難地へ避難

訓 練 内 容	
講話	講師～防災士 内容～津波対応訓練モデルNo.1 参照
図上訓練	隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） 内容～津波対応訓練モデルNo.1を参照し、以下追加項目。 ○緊急避難場所（避難地）の選定（緊急避難の意味合い、各戸ができる限り近い場所に選定する必要がある、隣保班内で複数となる場合もある。） 地震発生後5分以内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所を世帯ごとに選定。近隣に浸水予測図の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす高台や避難ビルがない場合は、最も安全と思われる場所を選定する。 ○二次避難地の選定（自治会もしくは隣保班単位で選定） 緊急避難場所（避難地）の高度が浸水予測図の各地域における最大浸水深より低い場合、海溝型の地震津波に対応するため、二次避難地を選定する。二次避難地は、概ね「20分から緊急避難に要した時間を差し引いた時間内」に徒歩での避難が可能な浸水予測図の浸水想定区域外の場所、もしくはできる限りそれに相当する場所を選定する必要がある。 緊急避難場所（避難地）が浸水予測図の浸水想定区域外にある場合であっても、例えば巨大津波の到達により孤立するおそれがある場合、また、避難ビル等で収容能力を超える避難者が参集するおそれがある場合等においては、前記と同様、二次避難地を選定する。 ○避難行動要支援者への対応 隣保班内の避難行動要支援者各人に対する介助者を複数指定するとともに、それぞれの避難行動要支援者に合わせ避難の方法、避難先を検討する。例えば、緊急避難場所（避難地）へは背負って避難し、さらに避難する場合は自動車を使用する等、隣保班周辺の実情に沿って検討しておく。

実 働 避 難 訓 練	世帯単位で緊急避難場所（避難地）に避難後、更に二次避難地へ避難（原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用） ○地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員はラジオ・携帯電話を携行し徒歩で緊急避難場所（避難地）へ。 介助者に指定されていた者（複数）は避難行動要支援者を伴い緊急避難場所（避難地）へ（各人、予め検討していた避難方法～背負う、リヤカー使用、自動車使用～で避難する）。 ○避難完了直後に、各人がラジオで「巨大津波が地震発生後 20 分で到達する」との情報を入手したものと想定し、残された時間内（概ね「20 分から緊急避難に要した時間を差し引いた時間内」）に図上訓練で検討した避難路に従い更に二次避難地へ。途上、各人が避難路の適否を確認する。 ○自動車使用の場合、運転に従事しない介助員は、避難行動要支援者の状態観察とともに途上の安全確認、震災時の障害予測も行う。 ○班長は避難者の確認を実施。 ○避難所要時間（地震発生の場合から緊急避難場所（避難地）、また二次避難地への避難完了までの時間）は、各人が記録しておく。 ○訓練終了後、避難所要時間、避難路、緊急避難場所（避難地）の適否等について結果の検証を実施する。
--	--

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的・持続的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

（1）基本方針

ア 東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

（2）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見した時には、教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

（ア）低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

（イ）中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気づくことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

（ウ）高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。

さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当てが実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実情等に応じて、自ら危険場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

（3）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 我が国における地震・津波の歴史

イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

（4）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置づけ、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関

連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地区・校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

（5）地域ぐるみの防災教育

児童生徒は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

（6）教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能についてほかの教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのために、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

（1）基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになる。

なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

（2）一般市民に対する防災教育

市は、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ケーブルテレビ、ビデオ等の映像、各種集会の実

施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 地震・津波に関する知識

（ア）地震・津波に関する基礎知識、我が国の地震・津波の歴史等

（イ）津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

（ウ）地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所（避難地）の孤立や指定緊急避難場所（避難地）自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

イ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所（避難地）での行動

オ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

カ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ク 各地域における指定緊急避難場所（避難地）及び避難路に関する知識

ケ 日頃市民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（3）家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、緊急避難場所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

（４）自主防災組織に対する防災教育

市は、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などを開催する。

（５）防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

（６）各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、佐伯海上保安署は、海事関係者等に対して、平常時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

（７）市職員等に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 地震・津波に関する知識

イ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

（８）災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 避難確保計画の作成

本市は、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき避難促進施設を指定する。

避難促進施設の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

第5節 消防団等の育成・強化

消防団の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として代替性のない存在であり、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、東日本大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策に、課題を残した。この実態を受け、消防団員の活動のあり方の検討、安全対策の推進、装備の充実等の強化を図ることが必要となっている。

尚、佐伯市の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、今後の団員の強化・育成を図る必要がある。

（2）消防団の育成・強化策の推進

佐伯市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図るものとする。

ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを推進する。また、大規模災害に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組みを推進する。

イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進を進めるものとする。また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を推進する。

2 事業所の自主防災体制の充実

（1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 防災訓練、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ 防災要員の配備

エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（2）災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）佐伯市社会福祉協議会などと連携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。

また、（福）佐伯市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーのさらなる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、（福）社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。

第6節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

①災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

②上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策

（1）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

ア 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25. 8月（R 3. 5月改定）内閣府）」を参考に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 市は、防災部局と民生部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 市は、下記の避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難支援等関係者と連携して、要配慮者個別計画の作成を推進する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（ア）佐伯市消防本部

（イ）佐伯警察署

（ウ）佐伯市自治会

（エ）佐伯市民生委員・児童委員

（オ）佐伯市社会福祉協議会

- (カ) 自主防災組織
- (キ) 佐伯市消防団
- (ク) 大分県南部保健所
- (ケ) 協力員
- (コ) その他緊急時において市長が特別に認めた組織及び団体

オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、佐伯市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ決めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を、日常から市民に広く周知（公示）する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても、介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

県及び市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

ア 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

イ 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

ウ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のよう

に現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報も含めて整備を行う。

また、災害時、直ちに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

エ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。しかし、海岸部では、地理的に不可能な地域もあるので、柔軟に検討する。

（4）防災設備・物資・資機材等の整備

要配慮者に対し、災害初期の食料・飲料水等について、最低3日間、推奨1週間を自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

（5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

（1）組織体制の整備

ア 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ 福祉保健部各課は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

（2）防災設備等の整備

ア 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

（3）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所（避難地）及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政

機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。

避難所、福祉避難所に避難している要配慮者のみでなく、避難所以外で生活している要配慮者の情報収集に努める。

- (2) 近隣市町村と必要に応じて相互応援協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

4 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保

- (1) 基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる特性を考慮し、観光客・旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

- (2) 実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示をし、その安全確保に努める。
- イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保

- (1) 基本方針

国際化の進展に伴い、市内に居住、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- (2) 実施内容

市は、県などの関係機関と連携を図りながら、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 市は、指定緊急避難場所（避難地）・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- イ 地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ウ 地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、「地域避難訓練」や「避難所運営訓練」など外国人も参加した防災訓練の実施を推進する。
- エ 市は国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情

報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第7節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、市中心部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

市は、公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

また、事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう、食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 市民、事業所・学校等への啓発

（1）市民への啓発

市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

市は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、コンビニエンスストア、外食店店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第8節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- （1）市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- （2）市民は、自らが生活する地域において、市や関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所（避難地）、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
- （3）建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。
- （4）市民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努めるものとする。

2 共助の推進

- （1）市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- （2）自主防災組織は、市や関係機関等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- （3）事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 初動体制の強化

第2節 活動体制の確立

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の
充実

第5節 救援物資の備蓄

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする、各種の事前措置を推進する。

第1節 初動体制の強化

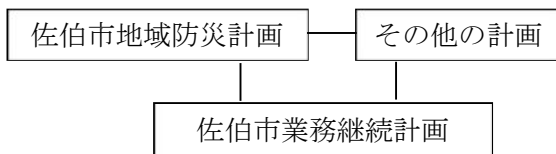
突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

（1）業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan の略））の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における庁内の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



（2）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。

平成29年台風18号の対応経験から、広い市域をカバーするため、振興局並びに支部配置職員の増員を行う。また、警戒本部体制の拡充を図るとともに、災害対策本部組織の職員配備要領を2段階に簡略化し、第1次配備割合を5割に高める等、早めの対応に努める。

さらに、各対策部の連絡調整員を本部配置することで、対策部間の連携を強化し、情報や人の流れの円滑化、共有化を図る。

市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、家庭や職場における安全確保対策の徹底を推進する。

（3）佐伯市職員防災ハンドブックの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる佐伯市職員防災ハンドブックを全職員に配付

することにより、初動体制意識の徹底を図る。

（4）庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

（5）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておくなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かった電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

（6）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、対策本部の設置予定庁舎の耐震強化を推進するとともに、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、毛布等物資の備蓄についても検討する。

（7）災害情報の収集・伝達体制の充実

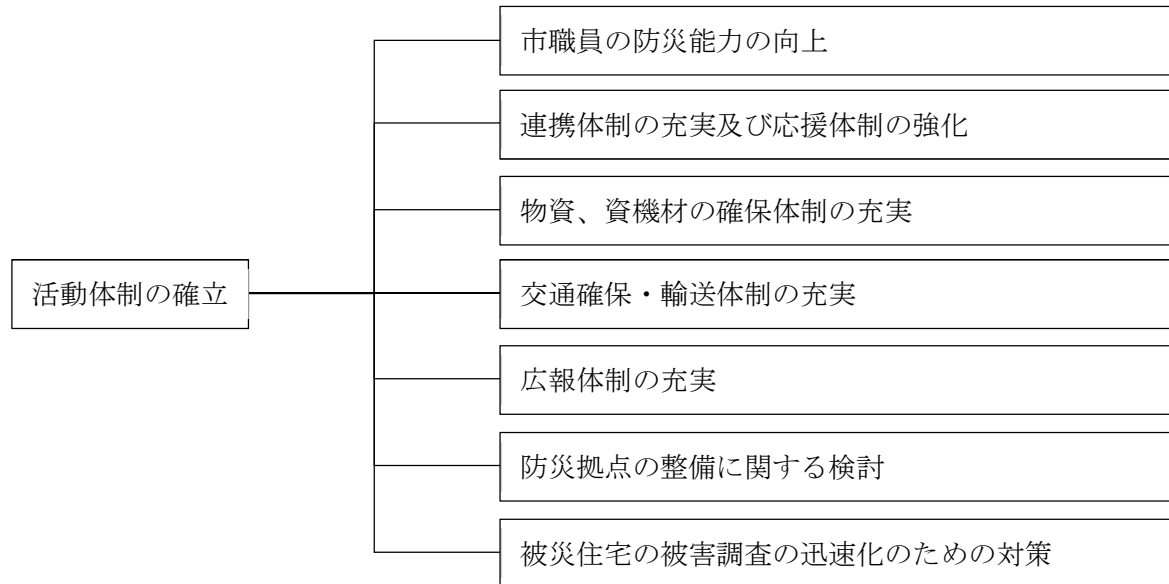
災害に関する情報を素早く把握し、防災関係機関相互における共有化や市民への確実な伝達を行うため、情報機器の整備や通信手段の多様化等情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

（8）津波監視体制の整備

震度4以上の揺れを感じた場合など、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるため、市は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 活動活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要があり、以下の点を重点に活動体制の確立を図るものとする。



1 市職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではないため、その不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があり、以下の対策を推進するものとする。

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではないため、その不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があり、以下の対策を推進するものとする。

（1）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質向上を図る。また、防災意識と知識の向上を目指すため市職員の「防災士」育成を推進する。

（2）職員を対象とした情報伝達及び参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした情報伝達や参集訓練を定期的に行う。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定するものとする。

（3）佐伯市職員災害時行動マニュアルの作成

作成した佐伯市職員災害時初動マニュアル（H30.6）を活用し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

（4）図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、市災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を

含む。）するため、図上訓練等の実施を検討する。

（5）防災推進リーダーの育成

各部署で選任される防災推進リーダーは、市の防災対策の円滑な推進を補助するとともに、職員各自が災害発生時に的確に活動できるよう、所属部署における防災意識向上を図る。そのために、防災推進リーダーには、平常時から特に重点的な研修を推進するものとする。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

大分県、他市町村、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

（1）関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ア 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

イ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

（2）ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療や介護、建物や土地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアや団体の事前登録、活動拠点等の整備を促進するとともに、日本赤十字社や社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

イ 市及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、日頃から市、大分県、社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「災害ボランティアネットワーク会議」に参加する。

（3）他市等との応援体制強化

現在、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、県内の他自治体間、他消防本部間の協定締結は完了している。

また、宮崎県北部4市町村と大分県南部3市のエリアで「大規模災害時における相互応援協定」も締結した。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、その手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保や訓練に努めるものとする。

（4）受援計画の策定

市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等

の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

（5）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページや、SNS等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

（6）重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（7）重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となり、所要量を迅速に確保できる体制を推進していく。

（1）救出救助用及び消火用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材や消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、市民等が身近で確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助用資機材整備の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結

（2）医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、市は民間事業者との間に「災害時における医薬品等の供給確保等についての協定を締結している。また、初動医療救護（被災後 48 時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを、県が市内に 1 セット（1,000 人分）を備蓄している。

（3）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品の確保体制の充実

市外からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間（3日間、推奨1週間）は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク（県内で相互供給する体制）の構築

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

（1）輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

佐伯市総合運動公園を県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。

（2）緊急輸送道路等の整備等

市道は、地域の生活道路であると同時に、災害時における緊急輸送道路、及びそれらを補完する重要なものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く地震・津波による被害は多岐にわたることが予想される。

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路や幹線市道などの重要な路線を最優先として、国・県道に準じた調査や必要な対策を実施するとともに、国土交通省や建設業協会との協定等の充実を進め、道路啓開や応急復旧作業の円滑な実施に備えるものとする。

（3）臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、臨時ヘリポート等の確保に努める。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

（1）報道機関との協力体制

災害時に、市からの情報を迅速・的確に市民に発信するため、必要に応じたプレスルームの設置等、報道機関との協力体制を構築する。

（2）インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市ホームページや、SNS等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

イ さいき防災メールの登録を促進する。

ウ 佐伯市防災・行政ラジオを活用する。

エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

オ SNS等ソーシャルメディアの利用を促進する。

（3）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルートの複数確保を推進するものとする。

6 防災拠点の整備に関する検討

大規模災害時における市の地域防災拠点として、佐伯市総合運動公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート、④災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能、⑤備蓄品及び全国から集積する救援物資の避難所等への仕分・輸送拠点機能を配置し、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防火訓練等を通じて連携体制を構築し、実行方法の検討を行う。

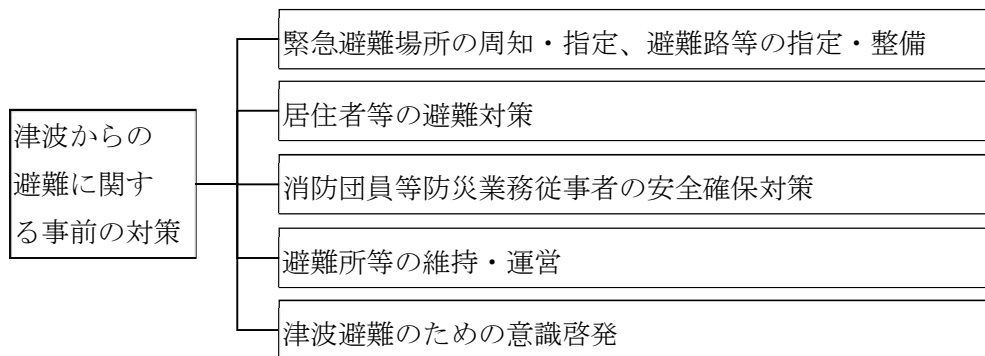
また、海上輸送拠点となる佐伯港（拠点港）の整備を推進する。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的を開催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の5つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



※用語の定義

【緊急避難場所】・・・津波避難地や浸水想定外の広場など。（津波避難地については土砂災害警戒区域等が多く、明確な所有者・管理者の特定が困難であるため指定は行わないが、津波来襲時に避難する場所として広く周知する。）

【指定緊急避難場所】・・・市が安全と判断し指定した、命を守るため一時的に避難する施設や場所。

（津波避難タワー、人工高台、津波避難ビルもこれに分類される。）

【指定避難所】・・・市があらかじめ指定し、安全を確認後に開設する施設。一定期間、避難生活を送る所。

【広域避難場所】・・・災害の規模等により、市が指定する大人数収容できる避難場所。

（公園やグラウンド等）

【避難路】・・・各戸等から避難場所等につながる経路で、自主防災組織等にてあらかじめ定め、避難対策の推進を図るため一部を市が指定する。

1 緊急避難場所の周知・指定、避難路等の指定・整備

（1）緊急避難場所の指定

ア 市は、防災施設の整備の状況、構造、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、法令等で定める基準に適合する施設又は場所を施設等の管理者の同意（市の管理する施設等を除く。以下同じ。）を得た上で、指定緊急避難場所として指定するものとする。

イ 市は、地震・津波により想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、法令等で定める基準に適合する公共施設その他の施設を施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するものとする。

ウ 指定緊急避難場所（避難地）と指定避難所とは、相互に兼ねることができるものとする。

エ 市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、法令等で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所（避難地）及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（2）緊急避難場所（避難地）等の整備

県及び市は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所（避難地）の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

（3）津波避難ビル等の活用

市は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所（避難地）については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルや船舶等の活用を推進するものとする。なお、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

また、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築するものとする。

（4）避難路等の整備、指定

市は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には勾配が急な場合、路面が滑りやすい場合及び転落防護柵と兼ねる場合には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

また、市は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

（5）夜間や停電時の避難対策

市は、夜間でも安全に避難できるよう必要に応じて、海拔表示板や指定緊急避難場所（避難地）表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも市民等に分かりやすい表示にすることとする。

2 居住者等の避難対策

- （1）市及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

- （2）市は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、防災スピーカー、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。
- （3）市及び港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。
- （4）東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。
- （5）市以外の避難誘導を実施すべき機関にあっては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

市民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要であることから、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、市民自らが率先して避難する自助の意識を図るものとする。

4 避難所の維持・運営

- （1）市は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。
- （2）避難所の運営

避難した居住者等は、自治会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

市は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日頃から自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

5 津波避難のための意識啓発

- （1）市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所（避難地）、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定緊急避難場所（避難地）、避難路等について周知徹底するものとする。
- （2）市は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震

等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々について、きめ細やかな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

（1）地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。防災情報システムや防災・行政ラジオにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対して、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びデジタル化、防災・行政ラジオ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、さいき防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア・郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、避難指示等の情報伝達について、大分県災害対応支援システムの改修によって、より円滑な運用体制づくりに努める。

（2）避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を、県や市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 公立社会福祉施設、学校、その他公立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

エ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導

オ 耐震性のある県所有等公共施設の避難所指定に関する調整の推進

カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

（3）救急救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施

イ 孤立に備えた「津波避難後救援ポイント」の設定

ウ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の配備

（4）救急医療対策の充実

ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

（ア）病院の耐震化

（イ）災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

（ウ）災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実動訓練の実施

（エ）災害派遣医療チーム（DMAT）の出動体制の確保・充実

（オ）超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

（カ）初期期を念頭に置いた緊急医薬品等の備蓄

（キ）医療救護班（日本赤十字大分県支部、医師会、歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分 DMAT が消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施

（ク）急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

（ケ）災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

（コ）被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の充実に努めるものとする。

（5）消防対策の充実

陸上部の同時多発火災、海上火災及び危険物等の海上流出等の発生に迅速に対処できるよう、関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防本部、自衛隊、海上保安部及び民間消防機関等との合同消火訓練の実施

イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充

ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

（6）建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全を確保する

ため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

（7）宅地の危険度判定体制

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

（8）各種情報システム・データの適切な保全

市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

また、遠隔地における各種データの保全体制を確保する。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

（1）学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場の調理機能の強化

エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー室、和室の整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

（2）災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該区域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

（3）家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により自らの命を守る必要がある。そのためには、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

（4）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取り扱い

い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。

県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

（5）物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととする。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

（6）文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

（7）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

さらに、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（8）障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

（9）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から整備する、全県統一の被災者台帳システムの導入と円滑な運用を図る。

第5節 救援物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「佐伯市備蓄計画」によるものとする。

また、市は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

1 避難所生活3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。

2 公助3分の2は、流通備蓄と現物備蓄でそれぞれ2分の1ずつ確保する。

（1）流通備蓄

流通・小売業者等と協定を結ぶことにより、災害時の生活必需品等の確保を図るものとする。

（2）他市町村からの確保

災害時における相互応援協定等を締結している他市町村の応援により救援物資を確保する。

3 現物備蓄3分の1は、県と市で2分の1ずつ確保する。

また、市は、自助・共助において備蓄しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に効果的に備蓄物資が行き渡るよう、集中備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

4 市の備蓄倉庫

市は、下記備蓄倉庫を中心に集中備蓄を進め、災害が発生した際の各避難所の避難状況を確認しつつ、限られた物資や資機材を効果的に配送する。

- ア 上堅田上城地区
- イ やまばと児童公園
- ウ 城山北
- エ 蒲江振興局
- オ 弥生振興局
- カ 宇目小野市地区

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）

第1章 災害予防の基本指針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波来襲のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県等防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 受援計画

災害応急対策の実施については、市民に最も身近な行政主体である市が県等関係機関と協力してあたる。しかし、その対応能力を超えると判断される場合は、災害発生後早期に、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等の応援要請を行い、具体的には別途定める「佐伯市受援計画」によるものとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報発信

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所等にいる被災者を含め、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、防災スピーカー、防災・行政ラジオ、ケーブルテレビ、市ホームページ等、多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）

地震又は津波による災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に市民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

（1）的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所（避難地）、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（2）的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

（3）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（4）的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（署を含む。以下同じ。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

（5）的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災スピーカー、防災・行政ラジオ等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

（1）的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所（避難地）等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（2）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（3）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（4）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（5）近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（6）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（交番）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

（1）的確な避難

南海トラフ特措法に係る対策計画をはじめとする自社の避難計画を従業員に周知するとともに、避難訓練等を実施し、地震発生時に従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる体制づくりを行う。

（2）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（3）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（4）地域（隣近所、町内会・地区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

第2章 活動体制の確立

第1節 活動組織

第2節 動員配備

第3節 通信連絡手段の確保

第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第5節 災害救助法の適用及び運用

第6節 応援要請

第7節 自衛隊の災害派遣要請

第8節 他機関に対する支援要請

第9節 ボランティアとの連携

第10節 帰宅困難者対策

第11節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

第12節 交通確保・輸送対策

第13節 広報活動・災害記録活動

第2章 活動体制の確立

第1節 活動組織

1 基本方針

地震又は津波による災害の発生を防御し又は拡大を防止するため、市は、その機能のすべてをあげて対処するものであり、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市の活動組織体制は、本節に定めるほか個別具体的な事項は「佐伯市災害対策本部条例（平成17年3月3日条例第27号）」、「佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程（平成18年訓令第12号）」、「佐伯市業務継続計画（BCP）」、「佐伯市職員防災ハンドブック（災害時初動マニュアル）」等により実施する。

2 災害発生時における市の組織体制

市長は、地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

（1）災害対策連絡室

ア 災害対策連絡室

（ア）設置基準

- a 気象庁が市内で震度4を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき
- c その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

佐伯市役所本庁舎 防災危機管理課内

（ウ）組織・職制

室長	防災危機管理課長
副室長	室長の指名する者
室員	防災危機管理課職員ほか

（エ）処理すべき主な事務

- a 災害情報の収集及び伝達
- b 振興局の対処態勢・活動状況の把握
- c 関係機関等に対する災害対策上の通報

（オ）解散基準

- a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと室長が認めるとき
- b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと室長が認めるとき

イ 地区災害対策連絡室

（ア）設置基準

- a 気象庁が市内で震度4を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき
- c その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

各振興局内

（ウ）組織・職制

地区室長	振興局長
地区室員	地区室長の指名する者

（エ）処理すべき主な事務

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c 災害対策連絡室との連絡調整

（オ）解散基準

- a 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと地区室長が認めるとき
- b 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと地区室長が認めるとき

（カ）その他

地区室長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

地区室長は、地区連絡室を解散するとき、あらかじめ災害対策連絡室長に協議するものとする。

（2）災害警戒本部

ア 災害警戒本部

防災局長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本部が設置される前に災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、佐伯市災害警戒本部を設置する。

（ア）設置基準

- a 気象庁が市内で震度5弱を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき
- c その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

佐伯市役所本庁舎 防災危機管理課内

（ウ）組織・職制

警戒本部長	防災局長
警戒副本部長	防災局防災危機管理課長
警戒本部員	総務部、総合政策部、建設部、農林水産部、上下水道部、防災局、教育委員会及び消防本部の職員並びに警戒

	本部長が必要と認めた職員
--	--------------

(エ) 処理すべき主な事務

- a 災害情報の収集及び伝達
- b 振興局の対処態勢・活動状況の把握
- c 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d 関係部局の初動措置等の総合調整
- e その他、特に必要な事項

(オ) 解散基準

- a 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(カ) その他

各部長等は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

イ 地区災害警戒本部

(ア) 設置基準

- a 気象庁が市内で震度5弱を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に係る津波警報を発表したとき
- c その他、必要と認めるとき

(イ) 設置場所

各振興局内

(ウ) 組織・職制

地区警戒本部長	振興局長
地区警戒副本部長・警戒本部員	地区警戒本部長の指名する者

(エ) 処理すべき主な事務

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の対処態勢・活動状況の把握
- c 災害警戒本部との連絡調整

(オ) 解散基準

- a 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(カ) その他

地区本部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

地区本部長は、地区警戒本部を解散するとき、あらかじめ警戒本部長に協議するものとする。

（3）災害対策本部

ア 災害対策本部

（ア）設置基準

- a 気象庁が市内で震度5強以上を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に大津波警報を発表したとき
- c その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

佐伯市役所本庁舎内

ただし、佐伯市役所が被災し使用できない場合は、消防本部・総合運動公園等に設置するものとする。

（ウ）組織・職制

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、総合政策部長、地域振興部長、観光ブランド推進部長、市民生活部長、福祉保健部長、建設部長、農林水産部長、上下水道部長、議会事務局長、教育委員会教育部長、消防長、防災局長

- a 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。職務代理の順位は防災局を担当する副市長、他方の副市長の順とする。
- b 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	本部長の指名する本部員
班長	部長の指名する者
副班長	班長の指名する者
班員	全職員

（エ）処理すべき主な事項

なお、分掌業務の詳細は、「佐伯市職員防災ハンドブック（災害時初動マニュアル）」に別途定める。

- a 本部会議の協議事項
 - ・災害応急対策の基本方針
 - ・災害応急対策の重点項目の決定
 - ・自衛隊の災害派遣要請
 - ・報道機関を通じた広報
 - ・その他必要な事項
- b 各部の主な処理事務

【総合調整部】

- ・災害対策本部の設置及び解散
- ・本部会議
- ・災害対策全般の総括及び総合調整

- ・避難指示等の発令及び解除
- ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整
- ・自衛隊派遣要請
- ・国、県及び近隣市との連絡調整
- ・災害時の通信の確保
- ・原子力災害対策に係る連絡調整
- ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
- ・原子力災害時の広域避難者の受入調整

【総務対策部】

- ・災害業務全般
- ・本部長及び副本部長の秘書
- ・市議会災害対策会議の設置
- ・職員の出勤状況の把握及び各対策部の職員の応援体制
- ・通信設備の確保
- ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報
- ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報
- ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報
- ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理
- ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応

【応急対策部】

- ・災害業務全般
- ・被害状況の現地調査
- ・災害対策費用の財源措置
- ・災害応急対応（各地区対策本部区域を除く）
- ・本庁舎、まな美の電源及び電話の確保
- ・災害対策車両及び燃料の確保
- ・復興計画の策定準備

【消防対策部】

- ・災害業務全般
- ・消防、救急救助活動
- ・傷病者の救急搬送
- ・被災者の情報把握
- ・危険物物資の流出に係る調査・応急対策
- ・防火、水防及び防潮の応急対策
- ・災害の警備、避難の誘導等
- ・被災者の救出
- ・行方不明者の搜索
- ・消防団
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ及び調整
- ・緊急非常通信、情報等の収集及び伝達
- ・緊急消防隊を含む応援部隊の受援に関すること

【配備受援対策部】

- ・災害業務全般
- ・避難所収容者に対する応急炊き出し
- ・応急用、復旧用物資及び資機材の調達供給
- ・被災者に対する水、食糧、生活必需品等救助物資の調達、受入れ及び配給
- ・災害時緊急輸送の調整
- ・運輸関係業者との連絡調整
- ・被害を受けた中小企業者等に対する融資
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保
- ・緊急輸送に必要な輸送車両の確保
- ・代替交通手段の確保
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・ボランティアセンター等の設置要請、指導及び連絡調整並びに情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・義援金品及び見舞金品の受入れ、保管並びに配分

【生活再建支援対策部】

- ・災害業務全般
- ・被災者支援システムの運用
- ・り災証明の交付
- ・市民の災害に関する相談窓口（サポートセンター）
- ・被災地の消毒及び防疫
- ・被災地のし尿、塵芥の収集、運搬及び処分
- ・応急仮設トイレの設置及び管理
- ・遺体の埋葬等
- ・災害廃棄物の収集
- ・被災動物対策
- ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
- ・市税等の減免
- ・被災による徴収猶予
- ・住家等被害認定調査
- ・へい獣処理

【福祉保健対策部】

- ・災害業務全般
- ・医療施設の状況に関する情報収集
- ・医療救護所の開設及び管理
- ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給
- ・感染症の予防
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整
- ・福祉避難所の開設及び連絡調整
- ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策

- ・災害援護事務
- ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集
- ・災害弔慰金の支給

【社会基盤対策部】

- ・災害業務全般
- ・道路、橋りょう等、建築物及び公共建築物の被害調査、災害防止及び応急復旧対策
- ・道路障害物（がれき等）の除去
- ・建設業協会、土木関係者等との連絡調整
- ・応急仮設住宅の建設及び維持管理
- ・被災建築物応急危険度判定

【農林水産対策部】

- ・災害業務全般
- ・農林水産施設及び農作物等の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・農地農業施設等の応急対策及び復旧
- ・林業施設、水産業施設、畜産業施設等の応急対策及び復旧
- ・農作物等の被害調査及び対策
- ・農林産物の病虫害及び家畜伝染病の防疫
- ・林野火災の防災対策
- ・被害を受けた農林水産業者に対する融資
- ・原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置

【上下水道対策部】

- ・災害業務全般
- ・上下水道施設等の応急対策及び復旧計画
- ・上下水道施設の応急措置用資機材の調達及び配備
- ・上下水道関係業者との連絡調整
- ・応急給水活動の派遣

【文教・避難所対策部】

- ・災害業務全般
- ・避難所の開設及び連絡調整
- ・避難所としての学校施設、社会教育施設の開放及び管理運営
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・被災児童及び被災生徒の教材、学用品等の調達及び配給
- ・児童、生徒の避難及び救護
- ・教育施設、社会教育施設の災害防止及び災害復旧
- ・応急教育の実施
- ・応急学校給食の実施
- ・児童及び生徒の健康管理
- ・教育施設、社会教育施設の応急措置用資機材の調達及び配備
- ・社会教育施設の利用者の避難及び救護
- ・災害活動に協力する地域団体等との連絡調整
- ・文化財の保護

(オ) 本部の設置又は解散の通知及び公表

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

通知及び公表先	通知または公表の方法	担当部班
市災対本部各対策部	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知	総務対策部 情報対策班 及び 総合調整班
地区対策本部 (振興局)	電話、その他迅速な方法で通知	
県及び関係機関	電話、防災無線、その他迅速な方法で通知	
市民	報道機関、さいき防災メール、佐伯市ホームページ等を通じて公表	
報道機関	口頭、文書、有線電話またはファクシミリにより通知	

(カ) 解散基準

災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと、災害対策本部長が認めたとき。

(キ) その他

部長は、災害対策事務を迅速かつ効果的に実施するため、部の体制及び要員等必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。

イ 地区災害対策本部

(ア) 設置基準

- a 気象庁が市内で震度5強以上を観測し、発表したとき
- b 気象庁が津波予報区の大分県豊後水道沿岸に大津波警報を発表したとき
- c その他、特に必要と認めるとき

(イ) 設置場所

各振興局内

(ウ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長・班長	地区本部長の指名する者
班員	班長の指名する者

(エ) 処理すべき主な事項

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の災害の発生の防御及び被害の拡大の防止
- c 本部との連絡調整

(オ) 解散基準

災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたとき、本部長と協議のうえ解散する。

ウ 現地災害対策本部

(ア) 設置目的

激甚な災害が発生した地域が本部から遠隔の場合、又は地区本部との通信連絡に円滑を

欠く場合で、災害の規模その他の状況により、現地において災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた災害応急対策を強力に推進するため。

（イ）組織・職制

現地本部長	副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名
現地本部員	
その他の職員	

（ウ）処理すべき主な事務

- a 災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定
- b 本部との連絡調整

エ 支部の設置

（ア）設置目的

災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要に応じて各地区公民館等に支部を設置するものとする。

（イ）組織・職制

支部長	本部長または地区本部長が指名する職員
支部員	

（ウ）処理すべき主な事務

- a 管内の災害情報の収集及び伝達
- b 本部または地区本部との連絡調整
- c その他、管内の災害応急対策

3 関係機関との連携

地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、市は、県などの佐伯市防災会議構成機関等の災害対策組織と密接な連携を保ち、災害対策の迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

第2節 動員配備

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 市の動員配備体制

（1）職員等の動員順序

ア 準備体制

（ア）災害が発生し又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。

（イ）災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。

（ウ）要員の確保は次の方法による。

- ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。
- ② 設置基準の c は、随時呼び出しにより要員を確保する。
- ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

イ 警戒体制

（ア）準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。

（イ）災害警戒本部及び地区警戒本部の要員として指名された職員を動員する。

（ウ）要員の確保は次の方法による。

- ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。
- ② 設置基準の c は、随時呼び出しにより要員を確保する。
- ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

ウ 非常体制

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

（ア）第1次配備体制

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。
- ② 第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね5割程度の職員；各部で定める）及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は次の方法による。
 - （a）設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。
 - （b）設置基準の c は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - （c）勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

（d）なお、設置基準 a 及び b に該当する場合は、本庁及び該当振興局のすべての職員は、動員又は配備の連絡を待たず、津波等による被災を避け自らの身の安全の確保を最優先に、直ちに登庁するものとする。

（イ）第2次配備体制

- ① 災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて強力・総合的な災害応急対策を実施する。
- ② 第2次配備は、市職員全員（別に定める、非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）を動員する。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

（2）動員配備方針

市職員は、配備基準に該当する地震等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。なお、配備体制の変更等については、必要に応じて（3）に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うものとする。

ア 準備体制の場合

- （ア）災害対策連絡室の要員として指名された職員
災害対策連絡室設置場所に参加する。
- （イ）地区災害対策連絡室の要員として指名された職員
地区災害対策連絡室設置場所に参加する。
- （ウ）その他の職員
 - ① 各部の要員は、各所属に参加する。
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

イ 警戒体制の場合

- （ア）災害警戒本部の要員として指名された職員
災害警戒本部設置場所に参加する。
- （イ）地区災害警戒本部の要員として指名された職員
地区災害警戒本部設置場所に参加する。
- （ウ）その他の職員
 - ① 各部の要員は、各所属に参加する。
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ウ 非常体制の場合

- （ア）第1次配備体制の場合
 - ① 災害対策本部第1次配備体制の要員として指名された職員
各部の要員は、各配置先に参加する。
 - ② 地区災害対策本部第1次配備体制の要員として指名された職員
地区災害対策本部設置場所に参加する。
 - ③ その他の職員
その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。
- （イ）第2次配備の場合

① 災害対策本部の要員として指名された全職員

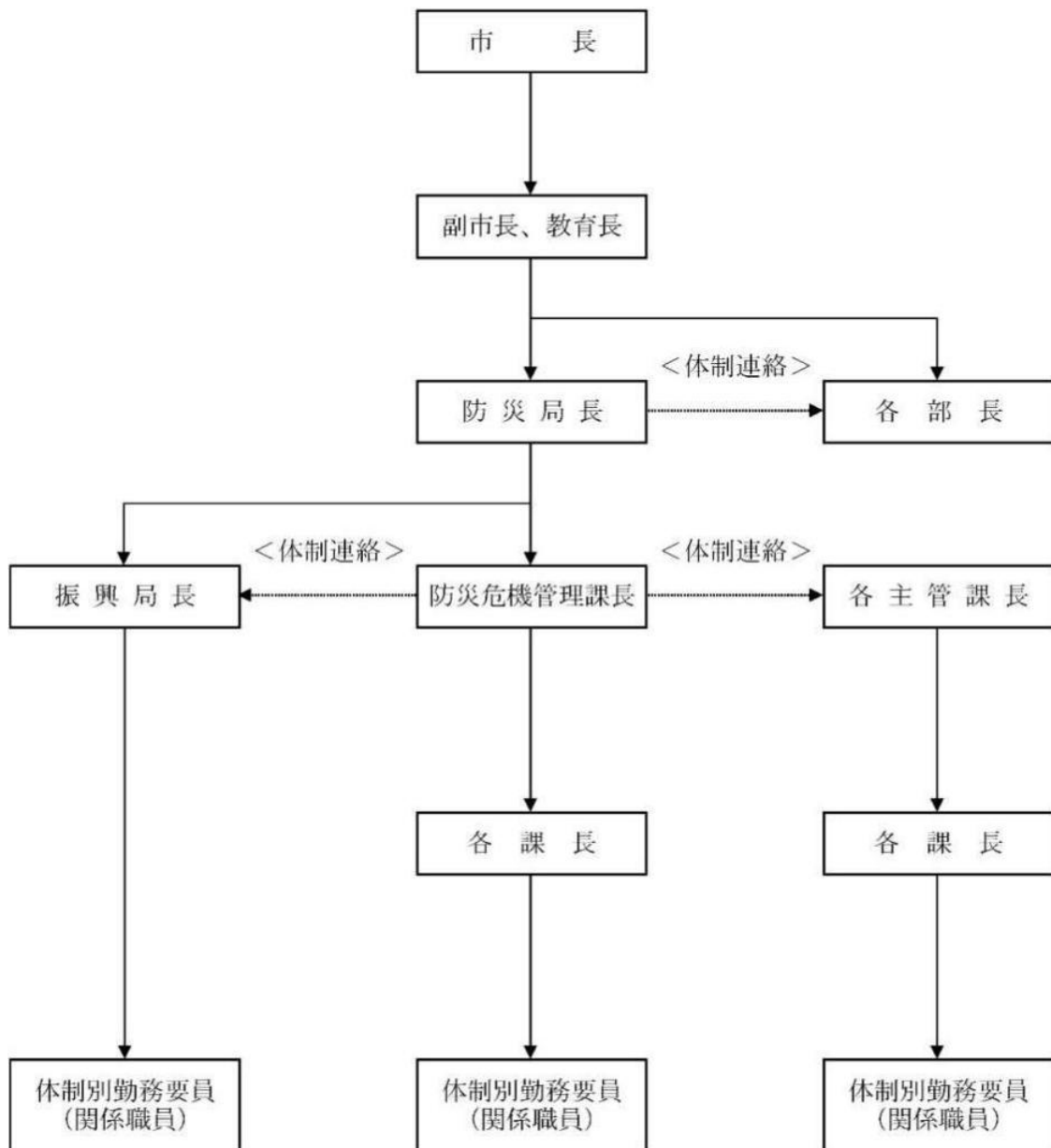
全職員は、各配置先に参集する。

② 地区災害対策本部の要員として指名された全職員

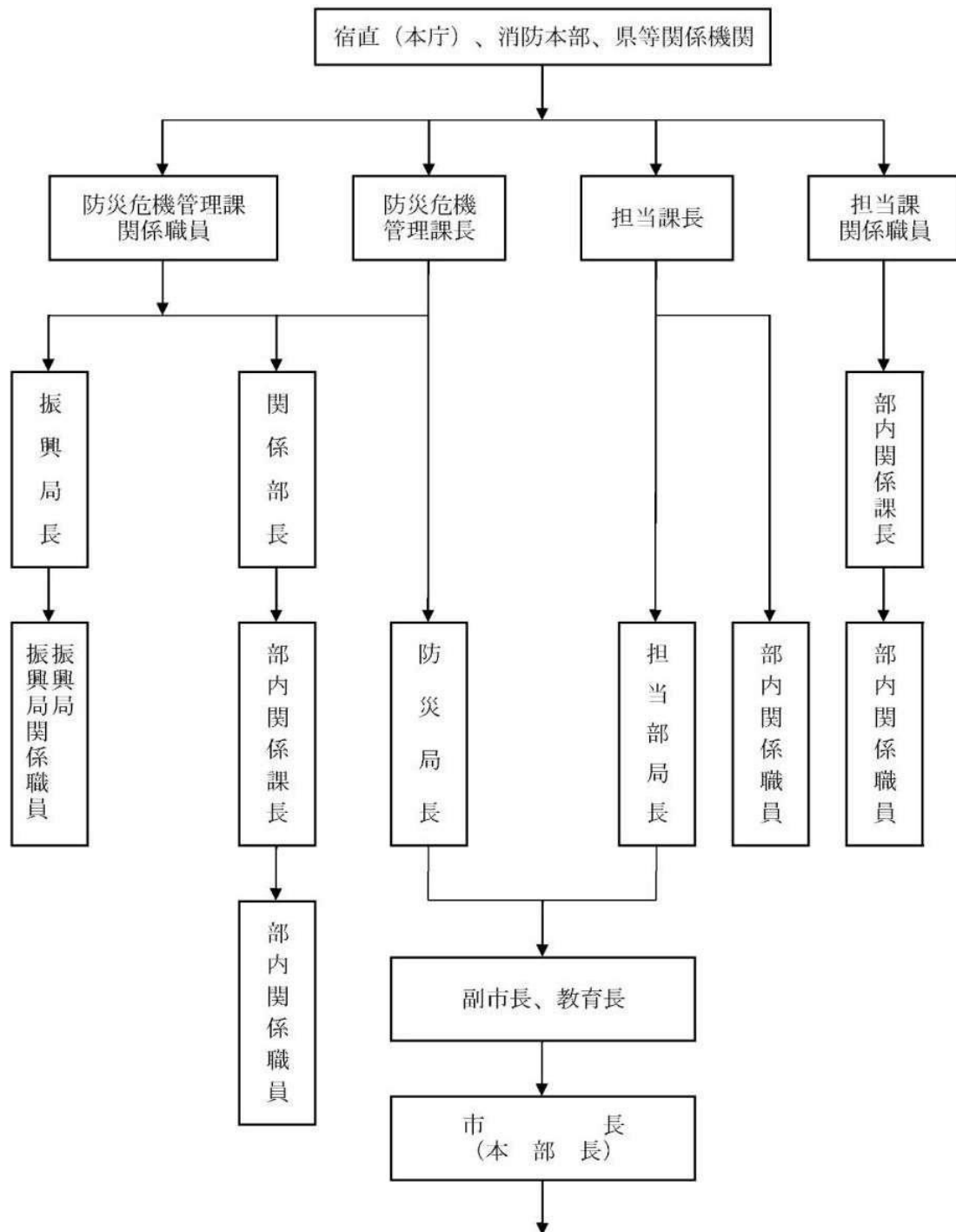
全職員は、地区災害対策本部設置場所に参加する。

（3）職員等の動員に係る連絡系統

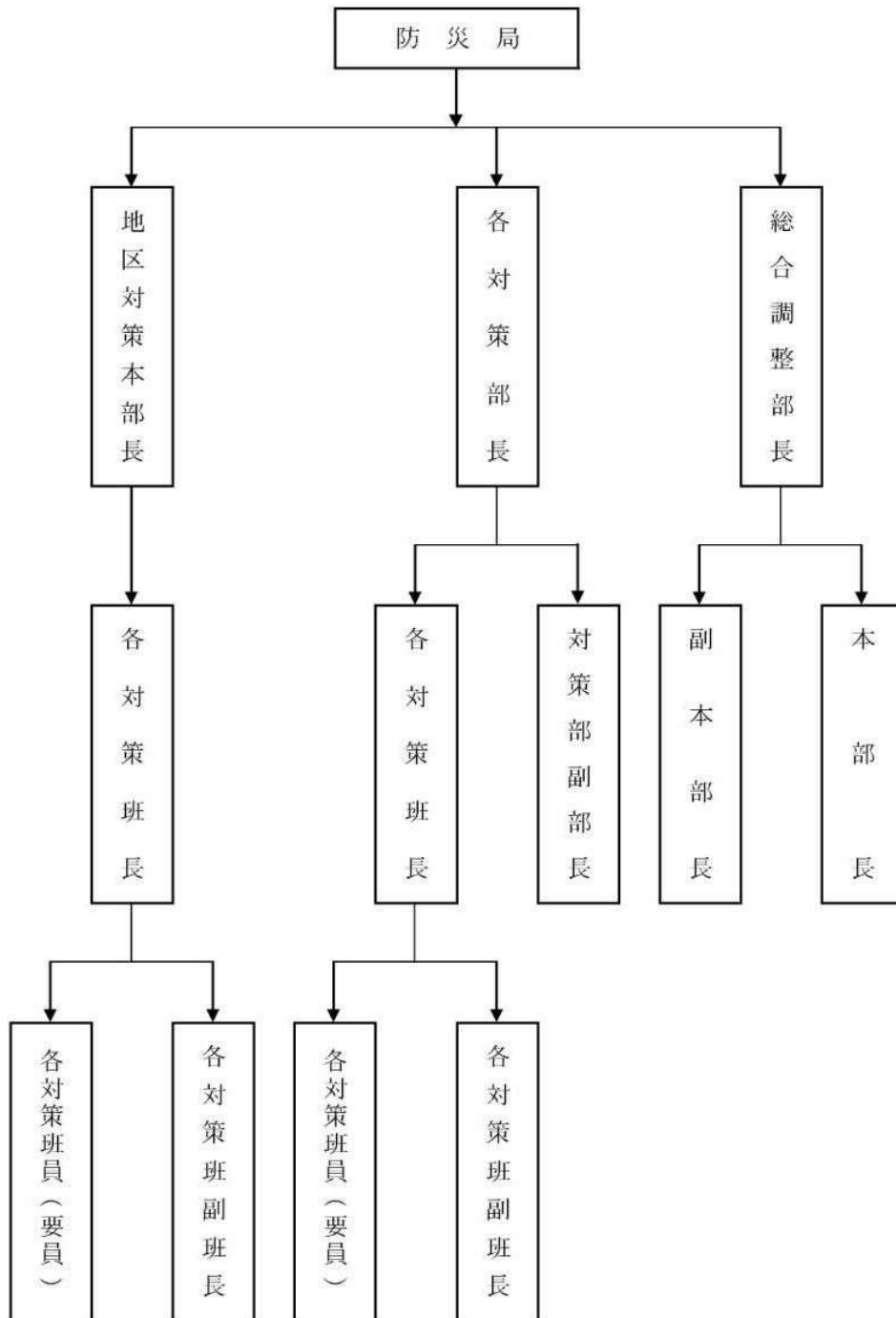
ア 勤務時間内（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）



イ 勤務時間外（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）



以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」ア「勤務時間内」と同様とする
ウ 災害対策本部（全庁体制）を設置時



（４）時間外の参集に当たっての留意事項

ア 災害の状況により災害対策要員の配置体制に基づいた場所に参加できないときの対応災害の状況により災害対策要員の配置体制に基づいた場所に参加できない場合は、次に掲げる市の機関へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

- ・ 第2の参集場所：最寄りの本庁あるいは振興局
- ・ 第3の参集場所：最寄りの市の機関

イ 多少とも揺れを覚知した際の対応

大きな揺れが局地的に発生し、それに対して迅速に応援体制を確立しなければならない場合も想定して、職員は、多少とも揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報の確認を行う。

ウ 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

エ 参集手段

徒歩又は2輪車（自転車、バイク）での参集を原則とする。

オ 大津波警報発表時は、自身の安全を最優先に考え、常に最新の情報を入手するよう努め、的確に状況を見極めて参集すること。

カ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

（5）参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、次の基準により総合調整部は要員の配置転換等を行う。

また、地区災害対策本部についても同様とする。

ア 対策本部庁舎機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

イ 対策本部庁舎機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ウ 対策本部庁舎機能支障なし程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

（6）参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

第3節 通信連絡手段の確保

1 方針

災害時において、佐伯市災害対策本部（庁内、振興局）、県、国並びに防災関係機関との通信連絡手段は、災害の特性や情報の重要性を考慮し、相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

また、災害の状況により、関係機関と相互に協力して通信連絡手段の確立に努めるとともに災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

2 災害対策本部における通信連絡手段の確保

災害対策本部及び災害対策連絡室設置時における関係機関との通信連絡手段は、次の各号における通信手段により確保し実施する。

（1）職員参集メール及び消防団参集メール

職員招集にかかるメールシステムは、受信者の反応確認が可能なシステムに変更し現在運用している。また、消防団参集メールとは異なるシステムのため、万一の場合に補完的な使用も可能である。

（2）電話回線

各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。

また、市内避難所には、協定に基づき西日本電信電話株式会社大分支店により、特設公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。

（3）防災行政無線（移動系）

災害時電話回線が不通のとき、大分県関係機関との連絡調整については、防災行政無線（移動系）を利用した無線電話を活用する。

（4）防災スピーカー

災害時電話回線が不通のとき、避難所や市内関係機関との連絡調整については、防災スピーカーのアンサーバック機能を利用した電話を活用する。

（5）消防無線（移動系）

消防車等に積載した消防無線を利用し、災害時の情報伝達に活用する。

（6）アマチュア無線

災害時において、必要に応じてアマチュア無線利用者の協力を得て、通信連絡を確保する。

（7）伝令の派遣

いずれの通信連絡手段によっても困難なときは、災害対策本部、振興局、防災関係機関等から公用車等による伝令を派遣する。

（8）その他

今後、災害時の通信手段の確保として、SNSなどのデータ通信の活用とともに、停電時や断線時等の非常時にも対応した情報伝達手段の構築による通信手段の多様化を図る。

第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達及び被害報告

地震発生に対し、市民の避難、救助、救護等直ちに必要な応急対策活動を実施するためには、被害の状況等を迅速かつ的確に把握して、防災関係機関および市民に伝達する必要がある。

このため、市及びその他の防災関係機関は、関係機関相互並びに自主防災組織等も含めた一連の情報の収集と伝達体制をとるものとする。

（1）情報共有体制の確立

ア 関係機関連絡員（リエゾン）の受け入れ

消防署、県地区災害対策本部（振興局等）、佐伯警察署、国土交通省、自衛隊等、関係防災機関からの連絡員を受け入れ、迅速な情報収集・情報共有に努める。

イ 災害対応支援システムの活用

市は、災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行い、災害対応支援システムに入力する。災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線や電話・FAX等により、情報の収集・伝達及び共有を図る。

ウ その他

大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSや衛星通信によるインターネット機器を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

（2）情報の収集

ア 災害・被害状況の緊急把握

災害発災直後においては、避難、火災、救出救助について緊急に把握する必要がある。

このため、総務対策部情報対策班に情報を集約するとともに、各対策部は必要な情報について、本部に配置した連絡調整員を通じて収集するとともに、参集職員からの状況聴取等を実施し県に報告するとともに、必要に応じ県に対し防災ヘリ等の派遣を要請するものとする。

（ア）人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報の収集

（イ）避難者数、避難場所等に関する情報の収集

（ウ）医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報の収集

（エ）道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

（オ）港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

（カ）鉄道、ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

（キ）電気・上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

（ク）情報ソースの確認（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）

（ケ）現場の位置の確認

（コ）発信する情報を入手した時刻の確認

イ 被害状況の調査

災害・被害状況の緊急把握の後、正確な被害状況を調査するため、各対策部は職員を派遣しドローンの活用等により調査を開始する。

ウ 市民、被災者からの公聴活動

市民及び被災者からの要望等を聴取し、速やかに各関係機関に連絡して早期解決に努め、必要に応じて被災地、避難所において相談に当たるものとする。

(3) 情報の伝達

災害対策本部は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及び手続きを検討し、各部へ伝達する。

そして、収集した情報を総合的に分析し、各防災関係機関にその情報を通報して、災害応急対策活動の実施またはその協力を求めるものとする。

主たる広報手段とその内容及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるように努める。

広 報 手 段	広 報 先
口頭、電話、文書、庁内放送、広報車、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、防災スピーカー、防災行政無線、さいき防災メール、携帯電話を利用した緊急速報メール、防災・行政ラジオ、アマチュア無線、ビデオ、各種広報紙、インターネット（ホームページ、SNS等のソーシャルメディア等）	市民、被災者 市内の各機関 公共的団体等 庁内連絡、報道機関

2 市民等からの問合せに対する対応

市民からのメール通報、問い合わせへの対応については、総務対策部情報対策班及び地区災害対策本部総務班が行い、重要事項等は連絡調整員等により関係する対策部等へ伝達する。

第5節 災害救助法の適用及び運用

地震・津波被害の発生時における被災者の保護と社会の保全を図るため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節に定めるところによって実施する。また、同法が適用されない小災害は、県・市の責任において応急救助を実施するものとする。

1 災害救助法適用基準

（1）第5節で情報収集した被害が本市の区域（人口5万人以上、10万人未満）で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、県知事は災害救助法を適用し、市はこれを補助するものとする。

ア 本市域内において、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき。

※半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯

※床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯

イ 県下の滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、本市域内の住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であるとき。

ウ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、本市域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（内閣府令で定める特別の事情）

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

2 災害救助実施体制

（1）市における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

ア 災害対策本部及び地区災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて県に支援、指導を要請するものとする。

イ 関係対策部

災害対策本部及び地区災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収

集、技術面等の指導、助言その他の協力を行うものとする。

ウ 福祉保健部社会福祉課

災害救助法に基づく事務処理を行う。

3 応急救助の実施基準

（1）救助の程度及び期間

救助の 種 類	対 象	期 間	備 考
避難所の 設置	災害により現に被害を受け、 又は被害を受けるおそれのある 者	災害発生の日か ら7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容 する「福祉避難所」を設置した 場合、当該地域における通常の 実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持 及び管理のための賃金、職員等 雇用費、消耗器材費、建物等の 使用謝金、借上費又は購入費、 光熱水費並びに仮設便所等の設 置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設 住宅の供 与	住宅が全壊、全焼又は流失 し、居住する住家がない者であ って自らの資力では住宅を得る ことができない者	災害発生の日か ら20日以内に着 工	1 戸当りの平均の面積、額が基準 以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸 以上設置した場合は、集会等に 利用するための施設を設置でき る。 3. 要配慮者等を数人以上収容す る「福祉仮設住宅」を設置でき る。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによ る設置も対象とする。
炊き出し その他に よる食品 の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸 水で炊事のできない者	災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経費を延給食 日数で除した金額が限度額以内で あればよい。（1食は1/3日）
飲料水の 供給	現に飲料水を得ることができな い者（飲料及び炊事のための水 であること。）	災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具 その他生 活必需品 の給与又 は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水 等により、生活上必要な被服、 寝具、その他生活必需品をそう 失、又はき損し、直ちに日常生 活を営むことが困難な者	災害発生の日か ら10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処 置）	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日	分べんした日か	妊婦等の移送費は別途計上

	以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	ら7日以内	
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの死力では応急修理ができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途

	から第4号までに規定するもの	められる期間内	に定める額
--	----------------	---------	-------

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

（2）応急救助の委任

ア 必要な場合、市長は救助の実施に関する事務の一部を県知事から委任される。

イ 情報提供

（ア）救助の実施に関する事務の一部を委任された市の、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、各応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控として保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

（救助の種類）	（情報提供事項）
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

（イ）各班長は、各責任者から提出された救助実施記録日計表又は報告事項を取りまとめ、その結果を福祉保健対策部長へ報告する。ただし、災害発生直後等、救助の実施の全貌が掌握できない場合には、判明した救助の実施状況のみでも差し支えない。

（ウ）福祉保健対策部長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により県の福祉保健部地域福祉推進室へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。

ウ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

4 罹災届、被災者台帳及び罹災証明書の取扱い

（1）罹災届の提出

応急救助を必要と認める災害により被災し、応急救助（炊出しを除く。）を受けようとする者に対して、そのいとまがない場合は、直ちに応急救助を実施し、速やかに罹災届の提出の手続きをとる。

（2）被災者台帳の作成

本部対策部は、災害により被災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、被災者台帳（福祉担当部署が県に提出する世帯別被害等調査票による）を整備しこれを登録する。

（3）罹災証明書の発行

被災者に対し必要があると認めたときは、罹災証明書を発行する。

5 災害救助法を適用した場合の応急救助の実施及び費用

災害救助法を適用した場合の応急救助の実施及び救助に要する費用については、適正な救助の実施を図るため、次の手続きにより行うものとする。

（1）救助を実施するときの協議

災害対策本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議に諮り、福祉担当部署と協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努めるものとする。

（2）救助の実施状況及び費用の報告

災害対策本部は、災害救助法が適用された日から完了するまでの間、救助の実施状況について毎日、救助に要した費用については必要に応じ本部会議で防災危機管理課が確認し、福祉担当部署へ報告するものとする。なお、福祉担当部署は、実施状況の報告を取りまとめ、市全域の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県に報告する。

（3）費用の精算事務

救助に要した費用の精算事務は、福祉担当部署で行うが、各部（班）は、実施した救助の費用精算のため必要な書類を整備保存しておくものとする。

第6節 応援要請

1 応援要請の実施

本市において地震・津波の大規模災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うものとする。

市の具体的な応援要請については、別に定める「佐伯市受援計画」によるものとする。

（1）人員の配備

ア 総合調整部は、人員の配置状況を把握し、必要に応じて近隣市等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

イ 総合調整部は、災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労務者が市及び関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う人員に不足を生じた場合は、自治会、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の民間団体組織に協力を要請し、必要に応じて次の措置により労働力確保に万全を期すものとする。

（ア）激甚災害の場合

激甚災害等で市において奉仕団等の受け入れが実施できない場合は、県知事に対し協力を要請するものとする。

（イ）ボランティアの受け入れ

上記による奉仕団等の受け入れのみでは不足する場合、必要に応じてボランティアの募集を行うものとする。

2 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）避難施設及び住宅の提供
- （4）救助及び救援活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその資機材の提供
- （5）医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （6）遺体の火葬のための施設の提供
- （7）ごみ及びし尿の処理のための資機材及び施設の提供
- （8）その他応援のため必要な事項

3 職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請

職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし総合調整部は、あらかじめ総務対策部総務班と協議するものとする。

- （1）佐伯市における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

- (2) さらに必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は大分県知事に対し、次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣について、あつせんを求める。

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

- (3) 県内常備消防相互応援協定、隣接消防本部の応援、緊急消防援助隊

消防対策部消防対策班は、管内の消防力で対応が困難であると認める場合には、佐伯市消防計画第14章第1節及び4節に基づき応援要請を行うものとする。

4 応援の受け入れ

- (1) 連絡体制の確保

総合調整部は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び市町村等関係機関に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

- (2) 受け入れ体制の確保

ア 応援要請が必要と判断された場合、総合調整部は、関係対策部と以下の点について検討、整理し総務対策部へ通知する。

(ア) 受け入れにあたっての交通ルート

(イ) 応援隊等の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

イ 総合調整部は、応援を要請する地域とその内容及び前記アの検討結果を要請先に通知するものとする。

ウ 総合調整部は、各対策部・防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡するものとする。

第7節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

- （1）市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

この場合において、市長は、その旨及び佐伯市地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知するものとする。

- （2）市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び佐伯市地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知するものとする。

- （3）市長は、（1）、（2）の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、次のとおりとする。

○自衛隊の自主派遣の判断基準

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、

ア 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- （3）海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

- （4）その他災害に際し、上記（1）～（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

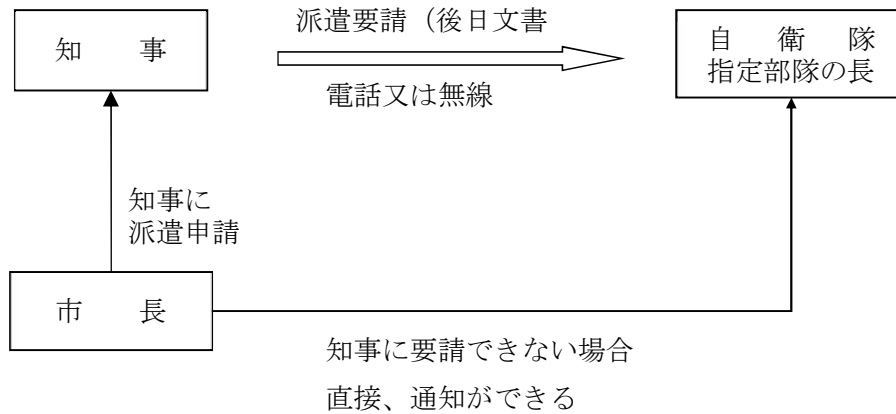
*（1）～（4）の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動

を実施する。

3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

（1）自衛隊の災害派遣要請系統図



（2）要請先等

要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指定部隊等 の長	備 考
陸上 自衛隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	団長	大分県の南部（佐伯、竹田、 豊後大野、由布の各市）を管 轄
海上 自衛隊	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972-22-0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整

（3）派遣要請の方法

市長が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

（4）市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

ア 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

イ 連絡調整員の指定

市側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ウ 宿舎のあっせん

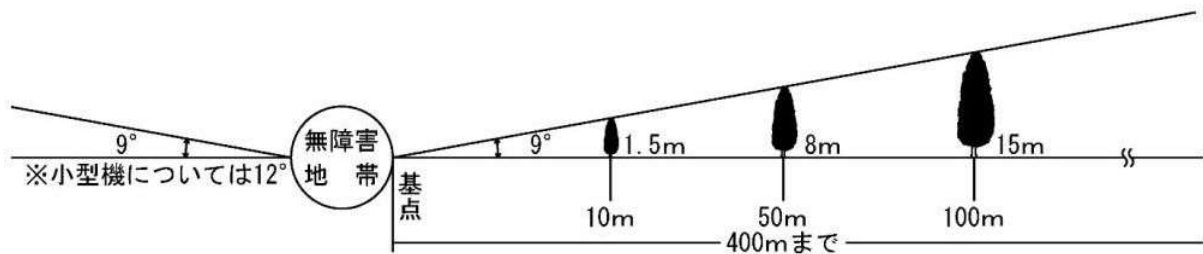
派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

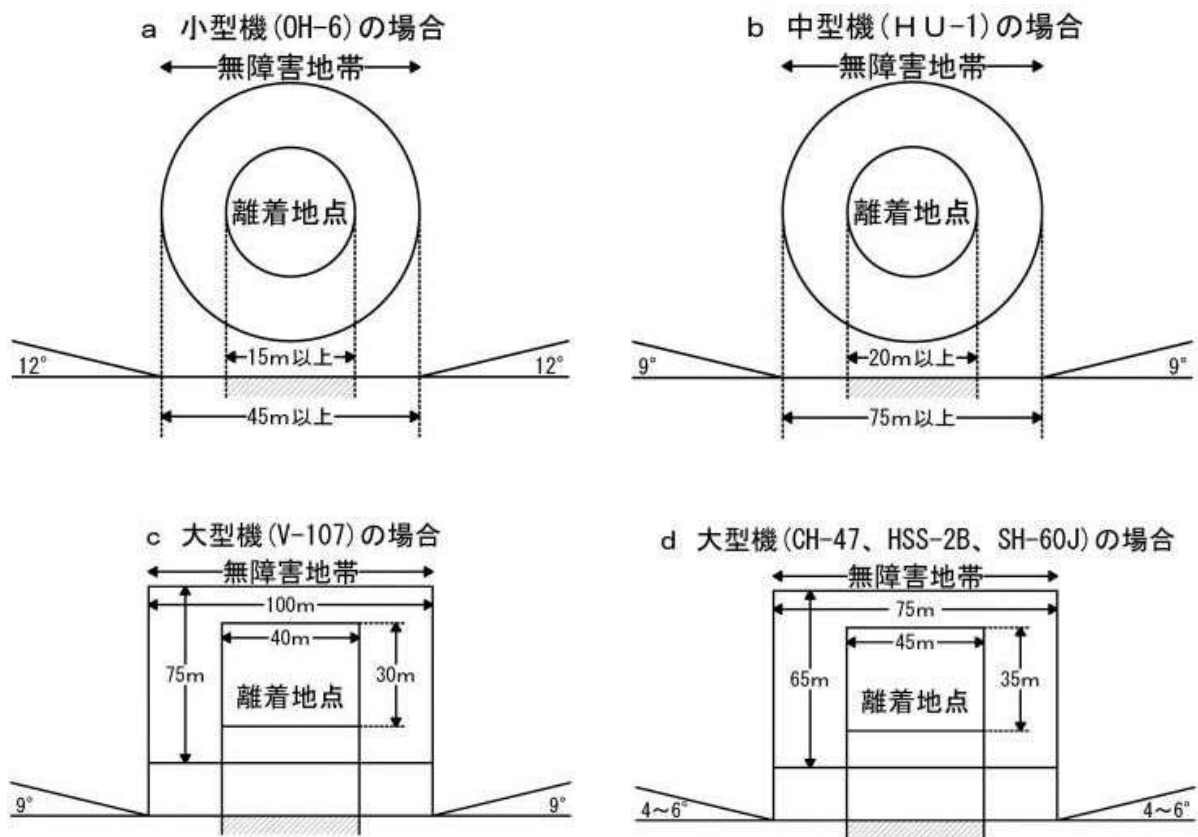
エ 臨時ヘリポートの設定

（臨時ヘリポートの基準）

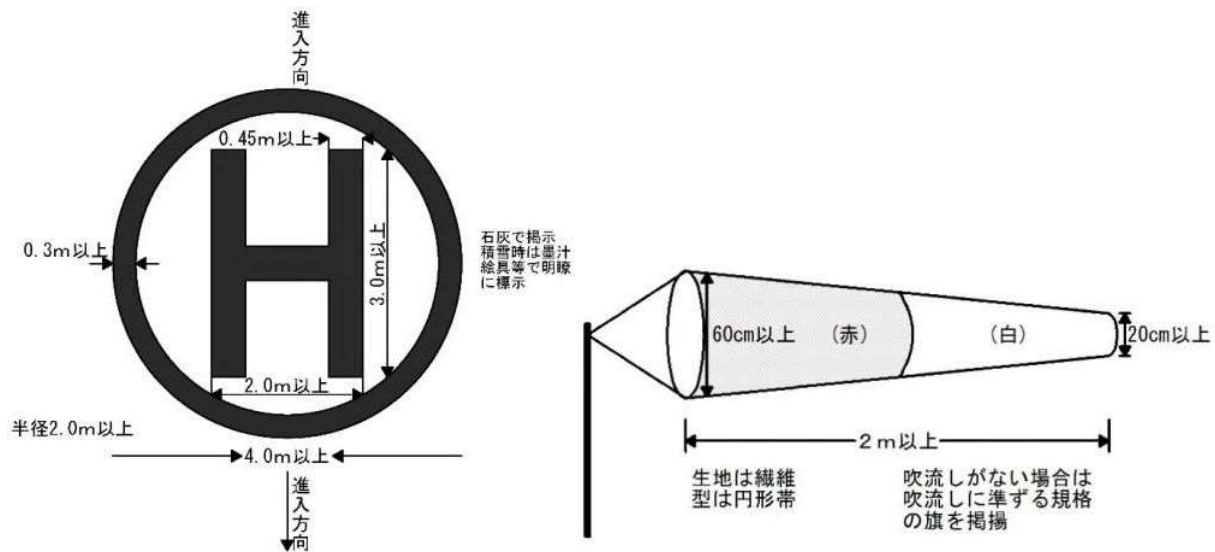
（ア）下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



離着地点及び無障害地帯の基準



（イ）着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



（ウ）危険予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

オ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

カ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

キ その他

その他必要な事項は、大分県地域防災計画に準じる。

4 自衛隊の活動内容等

（1）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

（2）災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯、給水及び入浴支援
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容
交 通 等	ドーザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし
		中 型	
		大 型	
	バスケットローダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
	グレーダ		1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
	トラッククレーン (20 トン)		1. 重量物の吊り上げ（クレーン） 2. 土砂掘除、積込み（ショベル、その他）
	ダンプ	2 1/2 トン、3 1/2 トン	土砂運搬
		4 トン	
	油圧シャベル		側溝掘削
	橋（人員用）		人員の通過

	橋 (車両用)	鋼製道板橋 (MZ)	車両の通過
		浮のう橋 (M4AZ)	〃
		自走架柱橋	〃
		自走浮橋	〃
	ボート		人員、物量の水上輸送
給水	浄水セット		浄水 (1セットの展開に約 10m ² の地積が必要)
給食	野外炊事 1 号		給食
消毒・衛生	除染車		
	化学加熱器		
	噴霧器	背負式	
		車載式	
		動力 I 型	
	入浴セット		入浴
	洗濯セット		洗濯

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊第2特科団航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、市長は知事に対し自衛隊の撤収の要請をするものとする。

(2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

(1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金

(2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料

- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- （4）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- （5）派遣部隊の活動に伴う故意によらないによる損害の補償
- （6）その他協議により決定したもの

第8節 他機関に対する支援要請

1 第七管区海上保安本部への支援要請

沿岸及び海上における風水害等の災害からの人命に関する救出、救助及び災害後の搜索、物資の海上輸送の実施のため、特に必要があると認められるときは、中央防災会議が策定する「防災基本計画」に基づき、第七管区海上保安本部の支援を要請するものとする。

（1） 災害支援要請基準

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市自体において実施できる防災対策をとってもなお、万全を期することができないと認められるとき。

イ 災害に際して人命の救出、救助のため、第七管区海上保安本部の支援が必要と認められるとき。

（2） 災害支援要請要領

ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認める場合には、知事に対して次の事項を記載した要請書により、第七管区海上保安本部の災害支援を要請するものとする。

ただし、文書によって知事に支援要請を依頼するいとまがない場合や通信の途絶等によって、知事への依頼ができない場合には、佐伯海上保安署へ口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書によって知事に要請手続きを行う。

（ア） 災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容

（エ） その他参考となるべき事項

イ 本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長の順位）が本部長の職務を代行するものとする。

（3） 災害支援部隊の受入れ措置

第七管区海上保安本部の災害派遣を受けたときは、概ね次の要領により措置するものとする。

ア 派遣を受ける船艇及び航空機の待機する場所の確保について必要な措置を行う。

イ 第七管区海上保安本部と連絡を密にするため連絡員を置く。

ウ 臨時ヘリポートの設置等、人命の救出又は救援物資の輸送を円滑に実施するための措置については、第3部第2章第12節「交通確保・輸送対策」のとおりとする。

エ 海上における船艇の接岸場所の設定は被災状況から判断し、第七管区海上保安本部と港湾、漁港区域の管理者との調整によって、接岸可能な場所を設定する

2 その他機関への支援要請

（1） 地震・津波災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため他の市町村、防災関係機関等と市が締結している応援協定・覚書等は佐伯市地域防災計画（資料編）6 防災対策（6－1）防災応援協定等一覧のとおりである。

総合調整部は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものと

する。

（2）広域応援要請に関する事項は、「第3部 第2章 第6節 応援要請」の記載に準じる。

（3）市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

（4）自衛隊の災害派遣は、「第3部 第2章 第7節 自衛隊への災害派遣要請」に記載のとおりである。

第9節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアとの積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、佐伯市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動がもつ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、佐伯市と社会福祉協議会の連携による「ボランティア調整班」（以下「班という」）を設置する。

（1）班の構成

佐伯市、社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会（以下「市社協という」）で構成し、市が班を総括する。

（2）班の役割

ア 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

イ 総務対策部情報対策班を通じて報道関係等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ウ 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・NPOが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う。

エ 災害発生後直ちに、市社協事務局内に設置される「佐伯市災害ボランティアセンター」に対し、連絡調整のため班員を派遣する。また、必要に応じて佐伯市災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れるとともに、ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。

オ 必要に応じて佐伯市災害ボランティアセンターが設置する拠点へ、班員を派遣し、現地活動の後方支援を行う。

カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンター等に提供する。

キ 災害が甚大で、佐伯市災害ボランティアセンターの設置が困難な場合は、佐伯市からの要請に基づき県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。

ク ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、佐伯市災害ボランティアセンターと調整のうえ場所の提供に努めるとともに、上記に準

じて情報提供を行う。

ケ ボランティア活動に必要な各種機材については、市と佐伯市災害ボランティアセンター相互に協力し、被災地及び被災者の状況等を勘案して確保するよう努める。

（3）ボランティア・NPO等の受入及び配置

ア ボランティア・NPO等の受入及び配置については、佐伯市災害ボランティアセンターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

イ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

（ア）専門ボランティア・NPO活動

- a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- b 被災者の健康管理やカウンセリング
- c 災害応急対策物資などの資材の輸送
- d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- e 外国人に対する通訳
- f その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動

（イ）一般ボランティア・NPO活動

- a 炊き出し等食事の提供
- b 救援物資の搬入、仕分及び配布
- c 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- d 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- e 土砂撤去や清掃作業及び簡易な防疫作業
- f 危険を伴わない範囲での片付け作業

（4）ボランティア・NPO等の安全確保等

佐伯市災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

第10節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、市中心部等では、通勤・通学者や観光客など交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の対応を検討する。

市は、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通や食料・飲料水の提供、従業員や学生、観光客等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

（1）市民、事業所等への情報提供

市は、県及び防災関係機関と連携して、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、家族との連絡手段等について必要な情報を提供するものとする。

（2）宿泊場所の確保

市は、行き場のない帰宅困難者に対して、公共施設等を宿泊所として提供するとともに、旅館・ホテル等の観光施設管理者に対して、行き場をなくした観光客等を受入れ、宿泊場所の提供を要請する。

第11節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な応急用・復旧用物資及び資機材の迅速、円滑な確保を図るため、調達体制を整備する必要がある。市は当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。

2 市における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

市による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合、又は他市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

（1）備蓄物資の供給

市が保有する物資及び資機材を供給する。

（2）流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

（3）県内及び県外市町村、県への応援要請

「第3部第2章第6節 応援要請」に準ずる。

（4）応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第12節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 佐伯市の役割

- （1）佐伯市が災害応急復旧を実施するために必要な輸送は、原則として佐伯市が行う。
- （2）市長は、輸送の応援が必要なときは、県、国等に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送はおおむね次の基準により実施する。

（1）第一段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（2）第二段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ輸送する被災者（要支援者等を含む）
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

（3）第三段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送拠点（緊急輸送基地）の設置

市の緊急輸送基地となる佐伯市総合運動公園に、県等からの物資を輸送、集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。多くの輸送物資が想定される場合は、やまばと児童公園と城山北配水池下の大型備蓄倉庫並びに弥生振興局等も輸送拠点として活用する。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の緊急輸送基地を使用することが効率的、効果的な場合は、総合調整部が当該市に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、大分県が実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により佐伯市長が

知事の委任を受けて、これを実施する。

（１）輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする１両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から１４日以内
助産に関する輸送（人員輸送）		発生の日から１３日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		発生の日から３日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		発生の日から７日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	発生の日から７日以内
	医療品及び衛生材料の輸送	発生の日から１０日以内
	被服、寝具、その他生活必需品の輸送	発生の日から１０日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から１ヶ月以内
		その他は１５日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から１０日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		発生の日から１０日以内

（２）輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品機材
- オ 修繕料

（３）輸送実施に伴う佐伯市の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

５ 陸上輸送体制

（１）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

配備受援対策部は関係機関の協力を得て、常に市内の交通情報を収集、把握して総合調整部に報告する。

イ 交通規制の実施

（ア）交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規 制 の 理 由 等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の	道路における危険を防止	歩行者	道路交通法

	禁止又は制限	し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	車両等	第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応援対策が円滑におこなわれるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	同上	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法第46条第1項

（イ）緊急通行車両以外の車両の交通規制

下記主要路線の交差点等において、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると判断した場合は公安委員会へ連絡する。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規 制 内 容
東九州自動車道	佐伯IC、佐伯堅田IC 蒲江IC、蒲江波当津IC	高速道路 交通警察隊	◎緊急通行車両以外の車両の 通行禁止・制限 ◎一般車両の迂回、誘導
国道10号	番匠、*大原	佐 伯	
国道326号	*上小野市	佐 伯	

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

ウ 緊急交通路確保のための措置

（ア）交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示又は警察官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置すること

が困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

（イ）迂回路の指定

緊急交通路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

（ウ）市民への交通規制情報の提供

総務対策部情報対策班は、交通規制箇所を把握し、報道機関等に協力を求めるなど、積極的に市民に対して情報を提供する。

（エ）道路管理者、漁港管理者による車両の移動等

市が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

（2）道路（緊急輸送道路等）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、社会基盤対策部公共土木班は速やかにパトロール等を実施し、市内の緊急輸送道路（佐伯市全域の緊急輸送道路図（別紙資料編参照））及びその他主要道路等の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握し、総務対策部情報対策班及び各道路管理者並びに警察署へ通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

（ア）交通施設の総合的な被災状況の把握

配備受援対策部は、上記により報告を受けた交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

（イ）緊急輸送道路等の啓開及び応急復旧方針の策定

社会基盤対策部公共土木班等は、救助のための緊急輸送や被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じて、大分県道路啓開計画に基づき上記により取りまとめた道路施設の被災状況から復旧時間、大型車両の通過可否、通行可能交通量等を勘案し、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ウ 交通施設の応急復旧

（ア）道路啓開及び復旧体制の把握

社会基盤対策部公共土木班は、必要に応じて大分県建設業協会佐伯支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制を把握する。

（イ）道路啓開の実施

社会基盤対策部公共土木班をはじめ各道路管理班は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるように点検を実施する。

また、必要に応じて振興局と連携し、道路啓開を実施する。

（ウ）道路管理者による車両の移動等

道路管理者は、市が管理する道路において、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

この場合において、その命令の相手方が現場にいないため、その命令をすることができないときは、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

（エ）応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じて仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じて仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

（オ）自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整部を通じて出動要請を依頼する。

エ 輸送手段等の確保

（ア）車両の確保・配車

車両の確保は、応急対策部応急対策班が担当し、災害対策本部及び地区対策本部各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

a 市有車両

（a）車両の確保

応急対策部応急対策班は、本庁及び各地区災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

（b）輸送方法

配備受援対策部は、輸送班を編成し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

b 市有車両以外（市が協定を締結した運送事業者等）

（a）車両の確保

運送事業者等との間で締結した「災害時における物資等の輸送に関する協定」に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とする時は、配備受援対策部は次に掲げる事項を明示して、文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

＜明示事項＞

- ・災害の状況及び協力を必要とする理由
- ・協力を必要とする車両数及び人員数
- ・物資積み込み場所及び取りおろし場所
- ・協力を必要とする期間及び活動内容
- ・輸送品目（品名及び数量）
- ・その他必要となる事項

（b）輸送方法

（a）の要請に基づき、運送事業者等と調整により、輸送するものとする。

オ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県が大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」（平成26年5月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は配備受援対策部救援物資班とする。

カ 自衛隊への応援要請（空輸）

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総合調整部が自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

キ 輸送経路の選定

配備受援対策部は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全が確認できない場合、総合調整部等と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 海上輸送体制

（1）海上輸送路の確保

ア 管理者は、県、自衛隊、第七管区海上保安本部、大分県漁協等の協力を得て交通の可能な航路、漁港等の施設の被害復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総合調整部に報告する。

イ 配備受援対策部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

ウ 管理者は、自衛隊、第七管区海上保安本部、大分県漁協等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

（2）漁港の応急復旧

ア 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び大分県漁協等の協力を得て啓開作業を実施する。

イ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に回復できるよう、復旧工事を実施する。

ウ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可等を行う。

エ 障害物集積場所の確保

管理者は、漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。

（3）輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶により行う。

ア 自衛隊の艦艇及び航空機

イ 海上保安庁の船艇及び航空機

ウ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船

エ その他防災関係機関及び民間船舶

（4）集積場所の確保

管理者は、漁港施設・港湾施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、関係防災機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。

なお、防災機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

8 防災機関が実施する輸送協力等

- （1）運送事業を実施する指定公共機関及び市が協定を締結した事業者等は、市からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。
- （2）九州旅客鉄道株式会社大分支社は、市からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。市は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。

なお、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

第13節 広報活動・災害記録活動

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、多様な媒体・方法により広報活動を展開する。また、市民からの問い合わせに的確に対応できる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であることから、被害や対応の状況について記録するものとする。

また、収集した情報等を基に必要に応じて検証作業を実施するとともに、検証結果については関係機関との共有を図るよう努める。

1 実施体制

災害対策本部設置後の広報は、総務対策部及び地区本部において行い、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て広報するものとする。

2 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する情報の提供（記者会見）は、本部長が必要と認めた場合に、本部長、副本部長、総合調整部長又は広報担当者が行うものとする。

3 一般市民に対する広報

（1）災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめて、防災スピーカー、さいき防災メール、防災・行政ラジオ、広報車及びケーブルテレビの文字情報放送システム等を活用して、一般に周知するものとする。

（2）被害発生後の広報

被害発生中又は発生後は、被害の推移、高齢者等避難及び避難指示、応急措置の状況が確実に行きわたるよう広報活動を行うものとする。

特に電力、水道、道路等の復旧状況及び交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況に重点を置き、人身の安全と激励を含め、沈着な行動を要する広報活動を実施するものとする。

（3）要配慮者に対する広報

市内の手話通訳者及び外国語通訳者に事前に依頼し、その協力を得て、聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう配慮する。

4 安否情報の対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地

方公共団体、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

5 広報の方法

- (1) テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、新聞等報道機関を通じての広報
- (2) 広報車による広報
- (3) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (4) インターネット（ホームページ、SNS等のソーシャルメディア等）を活用しての広報
- (5) 防災スピーカー、防災・行政ラジオを通じての広報
- (6) さいき防災メール
- (7) その他適切な広報媒体を通じての広報

6 被害状況の記録

被害状況の記録は、写真、ビデオ、録音等によって努めて収集し、救助、復旧並びに今後の防災計画の資料とする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報の市民への伝達等

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

第3節 津波からの避難

第4節 救出救助

第5節 救急医療活動

第6節 消防活動

第7節 二次災害の防止活動

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報の市民への伝達等

1 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市及び防災関係機関は、機関相互及び内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。

なお、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により途絶する可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

国が発信するJアラート（全国瞬時警報システム）をはじめとし、防災スピーカーや防災情報提供メール（県民安全・安心メール、さいき防災メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、防災・行政ラジオ、ケーブルテレビ、広報車、テレビ、インターネット（ホームページや、SNS等のソーシャルメディア）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止に努める。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

（呼びかけ例）

こちらは佐伯市です。

ただいま、佐伯市全域で大きな地震がありました。

津波やがけ崩れの危険のある区域の皆さんは、速やかに避難してください。

その際、自動車による避難はやめてください。

今後も余震が続くと思われるので十分に注意してください。

佐伯市では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。

市民の皆さんは落ち着いて行動してください。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

発見者、警察官、海上保安官等から通報を受けた場合、市長は速やかにその概況を把握確認の上、被害を受けるおそれのある地域の市民に周知するとともに、関係機関に通報し必要な措置を求める。

3 災害発生時に一時滞在する方々への情報伝達等

市は、管轄区域内の居住者、各種団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、本市の地形に即した最も有利となる情報伝達の手段の構築、学校等における情報端末の設置、インターネットの利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

4 津波に関する情報の市民への伝達等

（1）海面状態の監視等

沿岸部区域は、津波警報等が発表された場合や弱い地震でも長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

もし、異常現象を発見した場合は、速やかに市を含む関係機関に通報するものとする。

（2）津波災害に備えた市民等への呼びかけ～津波に対する自衛措置～

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、沿岸部地域は、強い地震（震度5弱以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

ア 市長は、自らの判断で海岸付近の市民に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示することができる。

イ 市は、市民に対してテレビやラジオ放送を聴取するよう啓発に努める。

■ Jアラート（全国瞬時警報システム）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から市民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

■ 緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、震度4以上が推定された地域名を揺れが来る前に発表するもの。

緊急地震速報は震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

ただし、震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わない。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから予測された震度に誤差を伴うことがある。

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

1 避難指示等の基準

避難指示等を行う基準は次のとおりとする。

- (1) 地震火災の拡大により、市民の生命の危険が認められるとき。
- (2) 崖崩れ等の前兆となる事象が発生または発生する恐れがあり、付近住民の生命の危険が認められるとき。
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流失拡散し、またはその恐れがあり、付近住民の生命の危険が認められるとき。
- (4) 地震により堤防が決壊し、家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- (5) 沿岸部における避難指示
 - ア 強い地震（震度5弱程度以上）、あるいは長い時間ゆっくりとした弱い地震が発生し、津波の恐れがあるとき。
 - イ 地震発生後、気象庁から津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (6) その他地震の状況により、市長が必要と認めるとき。

2 避難指示権者及び時期

市長（本部長）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示を行う。

なお、災害対策基本法等の関係法令により、次表のとおり避難指示の実施責任者及び時期が定められている。

高齢者等避難の発令者及び時期

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	とるべき措置
市長	防災基本計画、県及び市の地域防災計画	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定緊急避難場所（避難地）への避難行動を開始（避難支援者は支援行動開始） ・上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	知事に報告（窓口：大分県南部振興局）

避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 （委任を受けた職員、消防団幹部又は消防職員） 知事	災害対策基本法第60条第1項	全災害 1 災害が発生し又は発生する恐れがある場合 2 人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 3 急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、曾於の他の者	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	県知事に報告（窓口：大分県南部振興局）

佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）
第3部 災害応急対策
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

(委任を受けた職員)	災害対策基本法第60条第6項	災害が発生した場合において当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 1 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき 2 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、特に急を要するとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受ける恐れのある者	立ち退きの指示避難の措置（特に急を要する場合）	災害対策基本法第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告） 警察官職務執行法第4条による場合は、順序を経て所属の公安委員会に報告しなければならない
市長 (委任を受けた職員、消防団幹部又は消防職員)	災害対策基本法第60条第1項	全災害 1 災害が発生し又は発生する恐れがある場合 2 人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 3 急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、曾於の他の者	立ち退きの指示立ち退き先の指示	県知事に報告（窓口：大分県南部振興局）
知 事 (委任を受けた職員)	災害対策基本法第60条第6項	災害が発生した場合において当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条	全災害 1 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示	災害対策基本法第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告） 警察官職務執行法第4条による場合は、順序を経て所属の公安委員会に報告しなければならない
	警察官職務執行法第4条	2 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、特に急を要するとき	危害を受ける恐れのある者	避難の措置（特に急を要する場合）	

海上保安官	災害対策基本法第61条	全災害 市長が避難のため立ち退きを指示することが出来ないと認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示	市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官	自衛隊法第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難について必要な措置（警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた県職員）水防管理者	水防法第22条	洪水による災害・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同 上	同 上	同 上

避難指示の伝達

避難指示を行うときは、防災スピーカー、防災・行政ラジオ、CATV放送、さいき防災メール、広報車等を用いまたは併用して迅速に地域住民に対し、周知徹底を図るものとする。また、必要に応じてテレビ・ラジオへの放送要請を行うものとする。

4 避難経路及び誘導方法

- （１）突発的災害の場合の避難者について、誘導にあたる者は十分な連絡のもとに自身の身の安全に配慮しながら強い意志をもって誘導にあたり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努めるものとする。
- （２）避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- （３）避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出するものとする。

- （４）避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できない場合は、直ちに県又はその他の機関に援助を要請するものとする。
- （５）避難者の誘導の経路はできる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずるものとする。
- （６）危険な地点には、標示、縄張り等を行うほか、夜間にあつては特に誘導員に配慮し、浸水地にあつては船艇又はロープ等を使用して安全を期するものとする。
- （７）避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会・自主防災組織単位等で行うものとする。
- （８）避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、ちり紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の見回り品とする。なお、服装はできる限り軽装とし、素足を避け必ず帽子・頭巾等をつけ、雨合羽等防雨防寒衣を携行するものとする。
- （９）避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておくものとする。

5 避難所

- （１）地震時の避難は、火災、余震の恐れがあるため、屋外の緊急避難場所（避難地）に避難し、その後避難所に避難を行うものとする。なお、避難所については、その安全性を把握（施設管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力により）したうえで、指定するものとする。
予定した避難所が使用できないとき又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難な場合は、知事又は隣接市町村長に被災者の収容について要請するものとする。
- （２）避難所開設の期間及び費用の管理
避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とし、避難所開設に要する費用は、災害の規模・程度によりその都度定める。ただし、災害救助法が適用された場合は、同施行細則に定めるところによる。なお、開設期間は必要に応じて延長することができるものとする。
- （３）避難所の開設及び管理
市の指定する避難所を開設した場合は、避難所ごとに管理者を指定し、迅速・公正をもって被災者の救援保護に努めるものとする。
- （４）帳簿の整理
避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を知事に報告しなければならない。

6 避難者に周知すべき事項

- 避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努めるものとする。
- （１）避難すべき理由（危険の状況）
 - （２）避難の経路及び避難先
 - （３）避難先の給食及び救助措置
 - （４）避難後における財産保護の措置
 - （５）その他

7 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うものとする。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うものとする。

8 学校等、社会福祉施設等における避難

- （1） 児童・生徒や施設利用者の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討し、「学校防災計画」や「避難確保計画」の作成・更新に努めるなど、安全な方法を考慮しておくものとする。
- （2） 各学校等・施設ごとに次のことを定め、徹底するものとする。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の順位
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領及び措置

9 車両等の乗客の避難措置

- （1） 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- （2） 佐伯市において、天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し避難措置等について、必要な協力の要請を行うものとする。

10 市の実施する避難措置及び報告、公示

- （1） 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者、その他の者に対し、避難措置を実施するとともに、必要に応じて立ち退き先を指示するものとする。
- （2） 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- （3） 市長は、避難指示等の発令をしたとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに知事（大分県南部振興局経由）に通報するものとする。
 - ア 避難指示等の発令及び発令者
 - イ 発令の理由及び発令の日時
 - ウ 避難の対象地域
 - エ 緊急避難場所（避難地）
 - オ 避難世帯数及び人数
 - カ その他必要な事項
- （4） 市長は、避難の必要がなくなったときは、警察署・消防署等に連絡するとともに、直ちにその旨を公示するものとする。

11 避難等の解除

市は、避難等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の来襲を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになっている。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が来襲してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

市は、避難対象地区内の居住者等が、指定緊急避難場所（避難地）、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行えるように津波ハザードマップの作成や地域防災訓練の推進を図るものとする。

3 要配慮者の避難

（1）地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し大分県に避難された方々に対して、大分県が「ご高齢の方や障がいのある方など、お1人での避難が難しい方の避難の方法」について、確認したところ次表①の意見がでている。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、要配慮者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが再認識されたため、避難訓練等を通じて要配慮者対策を図るものとする。

表①

	本 県 避 難 者 か ら の ご 意 見	被災時県
①	避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
②	日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築しておくことが有効だと思います。	福島県
③	高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切だと思います。	宮城県
④	自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。 私の地区にも、知的障がいの独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに來ている方との連携も必要。	福島県
⑤	ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
⑥	私は高齢ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうだととても不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いづらいのも不安でした。 お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ている所は来てくれている所もありました。そうでない所は、近所同士で見えあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
⑦	近所の人達の声かけが大切だと思います。	—
⑧	よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
⑨	日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
⑩	高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しましょうというふうに近所の方との話し合いができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
⑪	実際に有効だったことは、近所の人声かけ（普段からも認識が必要）・見知らぬ人でも車に乗せる	福島県
⑫	各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
⑬	この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げれるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
⑭	声かけ、定期的な避難訓練（大規模な災害想定で実施する）→実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。 （5分遅かったら助かりませんでした）	福島県
⑮	85才の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
⑯	行政（市町村）の福祉専用車で避難させたり、（ワゴン車等で。）介護用品も一緒に。	福島県
⑰	（子どもが保育園児のため）あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保し、へたにお迎えに行くと渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自	千葉県

避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。	
---------------------------	--

（2）施設における要配慮者の避難

東日本大震災での下記ア、イの事例から、施設職員のスピーディな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図るように推進するものとする。

ア 岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が出発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

イ 石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。

介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。

今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間を、5分にまで短縮できたことが大きい。

4 夜間等の避難への備え

市は、津波が夜間に発生など、停電の場合に備えるために次のことを市民に対して周知徹底するものとする。

- （1）懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- （2）地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所（避難地）・避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- （3）速やかに避難所を開設できるように、指定避難所の開け方（カギの管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生など、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの案件が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とし、市は市民に対して周知徹底を図るものとする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援方法など、緊急でやむを得ない場合は、自動車による避難も考慮するものとする。特に要配慮者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討してお

くものとする。

6 居住者等に求められる避難

市は、津波時に速やかに避難が行えるように次のことを市民に対して周知徹底するものとする。

- （1）強い揺れを感じた時は、海拔表示板や指定緊急避難場所（避難地）案内看板等を参考にし、指定緊急避難場所（避難地）へ直ちに避難する。
なお、津波到達時間の短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等（地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所）へ一時避難をし、周囲の安全を確認できた後に避難所へ避難する。
- （2）避難の際、周囲の避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者になるように努める。
- （3）正しい情報をラジオ・テレビ・防災スピーカー・防災・行政ラジオ・さいき防災メール・CATV放送・広報車、ワンセグ放送、インターネット（ホームページ、SNS等のソーシャルメディア）など、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- （4）津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

市は、津波時に速やかに対処できるように次のことを管内の船舶等関係者に対して周知徹底するものとする。

- （1）大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令・勧告が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ：佐伯港、蒲江港）
- （2）正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- （3）津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関であらかじめ定めた緊急避難場所（避難地）へ速やかに避難する。
- （4）津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
ア 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記（3）の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
イ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- （5）津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。
※1 津波来襲までの時間的余裕がない場合とは津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。
※2 港外退避海域について
港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

第4節 救出救助

1 救出救助の実施体制

市は、被災者の救出救助及び搬送について、警察官及び海上保安官、関係機関と協力して速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力するものとする。また、道路の寸断等により広く発生する孤立集落への救出救助活動も必要となる。特に津波浸水想定区域では、多くの市民が津波被害から免れるために、事前に決められた高台等へ避難していることが考えられる。そのため、避難状況を迅速に把握し、関係機関協力のもと緊急的な救援要請に応えることが必要である。

（1）消防署及び消防団による救出

地震時には、同時多発的な火災の発生による消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、救助隊を編成し状況に応じて、人身災害の拡大防止を図るものとする。

（2）警察官との連絡

救助隊は、警察官と相互に連絡協力して、被災者の救出に努めるものとする。

（3）市民等の協力

市民は積極的に救助隊に協力し被災者の救出に努めるものとする。市長は、緊急に救助を要する場合は、災害対策基本法第65条の規程により、現場付近の住民に対し従事協力を命じ、救出活動に当たらせるものとする。

（4）自衛隊への災害派遣要請

市長は、必要があると認めたときは、第3部第2章第7節「自衛隊の災害派遣要請」に定めるところにより、災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

2 救出の対象者

災害のためにまさに生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

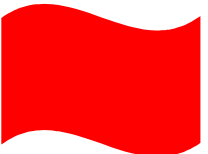
また、関係機関が全力で助けようとしても助けられない可能性があることを十分理解してもらうことも救出活動である。

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格 布（概ね2m×2m）

①黄色 	避難者がいることを示す	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
--	-------------	---	-------------------------------------

4 救急、救助要領

- (1) 救急隊運用は、各署々別運用とする。ただし、災害対策本部から消防本部へ出場指令があった場合は、速やかに救急隊を編成し、対応するものとする。
- (2) 通信可能な有線電話、無線等を活用し、防災関係機関との情報連絡により病院、その他医療機関並びに応急救護所の開設状況等を把握し、傷病者の受入体制等の情報収集に努めるものとする。
- (3) 救急車による搬送は、救命の処置を要する傷者を優先とし、その他の傷者は、できる限り自主的な処置で対応し、他の救護機関と連携の上、救急活動を実施するものとする。
- (4) 救急隊長は、現場の状況を速やかに消防本部及び総合調整部に報告するとともに、必要な措置を行うものとする。
- (5) 救命の処置を必要とする傷者が多数発生した場合は、消防隊、救助隊、救急隊を集中して、人命活動にあたる。
- (6) 救助隊は、特に人命の救助活動を優先して実施するものとする。
- (7) 散発的で小規模の救助事象は、消防団員又は、付近住民の自発的な活動により行うものとする。
- (8) 救急、救助活動は、人的被害の規模の大きい現場を優先する。
- (9) 福祉保健対策部医療活動支援班による所定の救護所が開設されるまでの間、署又は、現場付近の安全な場所に仮救護所を設置し、傷病者の応急救護を行うとともに、協定に基づく医師会の医療救護班の出動及び医薬品等必要な資材の補給を要請する。
- (10) 救急隊は、倒壊の規模が大きく、多数の要救助者があり、且つ周辺地域に火災が発生し、延焼危険が予測されるときは、早急に消防隊、救助隊の応援を要請する等、救助活動と消火活動の緩急調和を図るものとする。
- (11) 爆発時の災害活動は、瞬時にして多数の死傷者の発生が予測されるので、次の点に留意するものとする。
 - ア 再爆発による、二次被害を防止するため、消防団員、警察官等と協力し、早期に警戒区域を設定するとともに、摩擦、衝撃等による発火危険防止のため器具、工具の使用に注意する。
 - イ 毛布、シート、防火衣等、あらゆる資材を活用して、応急担架を作り、効率的な救出活動を行う。
- (12) 毒性ガス等、流出時の災害活動は、気象条件、性状等によりその拡散、滞留範囲が異なり、被害状況の把握に困難をきたし、活動が遅延する恐れがあるので、次の点に留意する。
 - ア 施設関係と協力し、早期に発生源の防止措置を行い、ガスの性状に応じ希薄、中和及び冷却等の措置を講じ、二次的災害を防止する。
 - イ 早期にガス拡散、滞留範囲の確認に努め、市民に危険あるときは、警戒区域を設定し、風上方面の安全地帯への避難誘導をするとともに、避難不能者の検索活動を行う。
 - ウ ガス中毒及び負傷者に対し、酸素吸入、その他適切な応急処置を行う。
 - エ 活動隊員は、有毒ガス性状に対応できる装着を行い、指揮者は、監視を怠らないこと。
- (13) 市は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行うものとする。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、次の

第5節 救急医療活動

地震・津波時により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 実施責任体制

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療救護は、主として市が医師会、佐伯薬剤師会及び関係防災機関の協力を求めて、福祉保健対策部が主体となり実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、大分県地域防災計画の定めるところにより県が実施し、市はこれに協力するものとする。

2 医療供給体制の確保

福祉保健対策部医療活動支援班は、市内の医療機関では負傷者を受入れ出来ない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護書を設置する。

福祉保健対策部医療活動支援班は、佐伯市医師会、佐伯市歯科医師会、佐伯市薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努めるものとする。

市は、大規模な災害の発生により、市独自で医療及び助産の実施が困難になった場合は、県に対して医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

福祉保健対策部医療活動支援班は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を協定する卸売業者や最寄りの販売業者等から調達するとともに、県に対して医薬品・医療資器材等の調達を要請するものとする。

4 医療救護班の受入れ・調整

福祉保健対策部医療活動支援班は、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を、災害拠点病院（DMAT指定病院）・佐伯市医師会・県地区災害対策本部保健所班と協力して行うものとする。

5 災害拠点病院への措置

福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（令和6年6月6日現在）

医療圏	病 院 名	災害拠点病院		大分DMAT 指定病院
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	
東国東	国東市民病院		○	○
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○
大分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンター			○
	大分大学医学部付属病院	○		○
	大分岡病院			○
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療センター			○
	佐賀関病院			○
	永富脳神経外科病院			○
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
	津久見中央病院			○
佐伯	南海医療センター		○	○
	長門記念病院			○
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○
竹田	竹田医師会病院		○	○
	大久保病院		○	○
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○
中津	中津市立中津市民病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
計		2	12	25

6 災害救助法の規定による医療又は助産

（1）医療実施の基準

ア 医療の実施範囲

（ア）診察（疾病の状態を判断するもの）

（イ）薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

（ウ）処置、手術、その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

イ 医療救護の対象者

（ア）災害のため医療の途を失った者（罹災者の有無を問わない）

（イ）応急的な医療をほどこす必要のある者

ウ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

エ 医療のため負担する費用の範囲

（ア）医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

（イ）病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

（2）助産実施の基準

ア 助産の範囲

（ア）分べんの介助の支援（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

（イ）分べん前、分べんの処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）

（ウ）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（エ）分べんに異常があった場合は、医師等と相談の上、必要な対応をとる。

イ 助産の対象者

（ア）災害のため助産の途を失った者

（イ）災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ウ 助産の実施期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ 助産のための費用の負担の範囲

（ア）医療救護班による場合は、使用した材料の実費

（イ）助産所その他の医療機関による場合は、佐伯市における慣行料金の8割以内の額

（3）災害救助法が適用された場合の医療救護措置

県の実施する医療及び助産措置について、次により協力するものとする。

ア 所属の救護班（福祉保健対策部）を出動させること。

イ 臨時救護所の設置に関すること。

ウ 所属の医療機関に傷病者を収容すること。

エ 他の機関の医療班又は救護班の受入れに関すること。

オ その他医療救護に関し、必要なこと。

第6節 消防活動

1 消防活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これからの災害による被害の軽減を図るため、市の消防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い、次の活動を行うものとする。

- (1) 火災警防活動
- (2) 風水害警防活動
- (3) 避難・誘導活動
- (4) 救助・救急活動

2 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「大分県常備消防相互応援協定」「大分県緊急消防援助隊受援計画」及び「大分県消防団相互応援協定」等に基づき、協定を締結する他の市町村等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市の消防力で防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

3 同時多発火災の応急対策

- (1) 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡視し、出火予防を呼びかけるものとする。
- (2) 地震の発生等に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車両を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を分団警戒本部から消防団警戒本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図るものとする。
- (3) 消防団は、管内を巡回し可能な限り隣接分団と連携を密にし警戒するものとする。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに消防団警戒本部に報告し、他の分団の出動を要請するものとする。

なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警戒に万全を期するものとする。

- (4) 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令によるものとする。

4 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、空中消火活動を行うため防災ヘリコプターの協力を要請することができる。

また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援するものとする。

5 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

6 ガス災害対策

市は、ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

7 船舶火災対策

船舶火災については、佐伯海上保安署及び港湾関係機関と協力して消防活動を行う。

第7節 二次災害の防止活動

1 二次災害防止活動の実施体制

市及びその他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。

2 市における二次災害防止活動

市においては、次のような二次災害防止活動を行うものとする。

（1）建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

社会基盤対策部は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告するものとする。

ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施するものとする。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとり、また必要な応急措置を実施するものとする。

ウ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

被災建築物や斜面の応急危険度判定を早期に実施し、応急危険度判定士や斜面判定士の確保については、必要に応じ県等へ協力要請を行うものとする。

（2）土砂災害等の防止活動

社会基盤対策部公共土木班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告するものとする。点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア 砂防指定地

イ 急傾斜地崩壊危険区域

ウ 地すべり防止区域

エ 保安林及び保安施設地区

オ 山地災害危険地区

カ 海岸危険地域

キ 落石等危険箇所

ク その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（3）二次的な水害の防止活動

社会基盤対策部公共土木班は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告するものとする。

（4）高潮、波浪等による被害の防止活動

社会基盤対策部公共土木班は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告するものとする。

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 港湾施設
- イ 海岸保全施設
- ウ 河川施設
- エ 漁港施設
- オ 農地海岸保全施設

（5）爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、社会基盤対策部公共土木班及び消防対策部消防対策班は、県と連携して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総合調整部に報告するものとする。

- ア 危険物施設
- イ 火薬保管施設
- ウ ガス施設
- エ 毒劇物施設
- オ 放射性物質施設
- カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（6）流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、社会基盤対策部は、海上流出油等の除去に当たっては、大分県と協力し、海上保安部を通じて法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

（7）二次災害防止のための市民への呼びかけ

総合調整部は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、市民に注意を呼びかけるものとする。また、二次災害防止には市民が自ら居住している場所の危険度を十分に把握しておくことが重要である。

（8）被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれがあるときは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給

第4節 給水

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

第6節 医療活動

第7節 保健衛生活動

第8節 廃棄物処理

第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

第10節 住宅の供給確保

第11節 文教対策

第12節 被害調査

第13節 社会秩序の維持

第14節 被災動物対策

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

本節は、指定避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定める。

1 避難所の開設

- (1) 文教・避難所対策部避難所対策班は災害発生時に必要に応じ避難所を開設する。また、必要があればあらかじめ指定された避難所以外についても、災害に対する安全性を確認した上で避難所として開設する。
- (2) 文教・避難所対策部避難所対策班は避難所開設後早期に、自主防災組織を中心に運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。
- (3) 文教・避難所対策部避難所対策班は、避難所を開設した場合は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

2 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、保健所に専門的支援を要請する。

(1) 市民への周知

市は、市民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者受入れの体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、

部局を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

（5）避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア 避難所での受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

カ アルコール消毒液を出入口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

（6）感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を実施する。

3 避難所の運営管理等

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、市民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は各地区に配布済の「避難所運営マニュアル」（平成30年3月策定）を必要に応じて更新し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所になった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう協力する。

（1）避難者名簿の作成及び公表

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

（2）避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

（3）要配慮者の避難等の措置

避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのス

ペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健対策部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、総合調整部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。

（4）避難所の運営

ア 運営管理チームの設置

避難所の開設後早期に、避難者（市民）による自主的な避難所運営を目指し、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・区長・自治委員等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

避難を実施した居住者等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に努めるものとし、市は必要な支援を行う。

イ 情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

ウ 食料・水・生活必需品の配布

支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県等と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

エ 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 避難住民の健康への配慮

県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

カ 避難所の生活環境への配慮

市は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 避難所運営訓練

自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、県等関係機関と共同し、自主防災組織や関係機関を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

ク 外国人に対する配慮

日本語の理解できない避難所の外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを県に要請する等手配し配慮する。

ケ 女性の視点からの配慮

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

（ア）避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

（イ）一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

（ウ）乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

（エ）男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干場の確保に努める。

（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

（カ）女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

（キ）家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

4 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議

する。

また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。

なお、他の都道府県のへの受入れが必要な場合についても、同様とする。

第2節 避難所外被災者の支援

避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるもののライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難となった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

文教・避難所対策部避難所対策班は、自治会などとの連携のもと、車中泊を含む避難所外被災者の実態把握に努める。状況を調査し、指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、市は必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

要配慮者情報を持つ福祉保健対策部要配慮者対策班は、保健福祉班や文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、避難所外の要配慮者についても生活支援に努める。状況の悪化が確認される場合、早期に福祉避難所や医療機関に移送するよう努めるとともに、必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置するなど、適切な支援を行う。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

5 食料・物資の供給

配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の救急物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

6 巡回健康相談の実施

市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものとする。

1 食料供給の責任体制

被災者及び応急対策従事者等に対する食料品の供給は、市が主体となり実施する。ただし、市による食料供給が困難な場合は、速やかに県の災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布するものとする。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断するものとする。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

（2）市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。

その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請するものとする。

食料の供給種別は次のとおりとし、それぞれ被災の状況に応じ必要な措置をとる。

- ア 炊き出しの実施
- イ 主食の供給
- ウ 野菜・魚介類・副食品・調味料等のあっせん

3 政府所有米穀の緊急引渡し

市長は、手続「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡の要請を行う。

（1）通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、県に対し県地区災害対策本部（南部振興局）を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施するものとする。

（2）災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は「米穀

の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長（以下「農政局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事の通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡するものとする。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、県に対し市から要請するものとする。

（1）炊出し、その他による食品の給与基準

ア 給与を受ける被害者の範囲

（ア）避難所に収容された者

（イ）住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

（ウ）被災市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（ア）又は（イ）と同一の状態にある者

（エ）被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

（オ）流通の途絶により食品が確保できない者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

（ア）炊出しは、避難所内及びその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

（イ）食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること。（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）

（ウ）食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

（エ）乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

（オ）炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費として1人1日あたり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情がない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

エ 費用の負担

被災者に対する炊出し、その他による食料品の供給に要する費用は、主食費、副食費及び燃料費としての1人1日あたりの費用は市長が定める。又、災害救助法の適用により、県から炊出し、その他による食品の給与を委任され、市がこれを行った場合の費用は県が負担する。

（2）市の措置

ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

イ 帳簿等の備え付け等

市長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（ア）救助実記録日計表

（イ）炊出し、その他による食品給与用物品受払簿

（ウ）炊出し給与状況

（エ）炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

ウ 市が独自に行う食品の給与

市が行う独自の炊き出し、その他の食品の給与（災害救助法の適用がない場合）を実施する必要がある場合においては、前（１）に掲げる給与基準、方法に準じて行うものとする。ただし、これらの費用は、市の負担とする。

第4節 給水

本節は、災害発生による断水等のため、飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関し、必要な事項について定めるものとする。

1 給水の責任体制

（1）給水の責任体制

被災地住民に対する給水は、市が実施（災害救助法が適用された場合は、県の委任に基づき実施）するものとする。なお、市による給水が困難な場合は、県等に要請するものとする。

（2）市による応急措置

- ア 施設が破損したときは、破損箇所から有害物質等が混入しないように処置するとともに、とくに浸水地区等で不適水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。
- イ 災害発生に際しては、取水、導水及び浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするように努める。
- ウ 取水、導水及び浄水施設が破損し、給水不能または給水不足となった区域に対しては、全力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。
- エ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の衛生状況

（2）給水の実施

上記（1）で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。

- ア 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災スピーカー、防災・行政ラジオ等を用いて市民に広報する。
- イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編制するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア団体との連携を可能な限り図る。
- エ 災害救助法の適用がなく、市が独自に給水を行う場合は、災害救助法が適用された場合の給水に準じて給水を行うものとする。

3 給水の方法

（1）飲料水

- ア 給水車（給水タンクを積載したダンプ）による給水
- イ ろ水器による給水
- ウ ペットボトル等水入り容器を運搬して行う給水

（2）生活用水

- ア 学校プールその他適当な場所への貯水
- イ 「佐伯市津波災害等緊急時の生活用水MAP」等、登録された一般開放井戸の利用
- ウ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用され、県知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- （1）救助実施記録日計表
- （2）飲料水の供給簿
- （3）給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- （4）飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（1）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

ア 被災者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の状況

（2）被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、（1）で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施するために以下の措置をとる。

ア 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

配備受援対策部救援物資・資機材班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係対策部に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ 給与又は貸与

（ア）備蓄物資による給与又は貸与

市が備蓄している物資により実施する。

（イ）（ア）以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

a 流通在庫による給与又は貸与

市があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、配備受援対策部救援物資・資機材班が実施する。

b 県及び他市町村への応援要請

「第3部第2章第6節 応援要請」に準ずる。

ウ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

（ア）配備受援対策部

- a 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。
- b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
- c 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。
- d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。
- (イ) 地区災害対策本部
 - a 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。
 - b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
 - c 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。
 - d 所管地区の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。
- (3) 県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

- ア 災害救助法が適用された場合、市は県の地区災害対策本部と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、大分県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。
- イ 大分県福祉保健部福祉保健企画課は、2（2）に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

- (ア) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）
- (イ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- (ウ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与又は貸与品目

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、女性用品、乳幼児用品等

(ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ウ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

エ 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

(3) 帳簿等の整備

罹災者に対し、救援物資を給与又は貸与した場合には、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 物資購入（配分）計画表

イ 物資受払簿

ウ 物資購入及び支払証拠書類

4 その他災害時の適用による救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

(1) の災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上	備考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

ア 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

イ 対象者

(ア) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者

(イ) 避難所に避難した被災者

ウ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）バスタオル、救急セット、ブルーシート

- （２）その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3部第3章第5節救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健対策部医療活動支援班は、次の情報の収集に努め、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第3部第2章第4節参照）
- (4) 交通確保の状況（第3部第2章第11節参照）

2 医療救護活動の実施

福祉保健部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 災害医療対策

福祉保健対策部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、佐伯市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））へ派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 医療救護班等の派遣・調整

市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときは、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

(3) 医療救護班の調整

市は、県地区対策本部保健所班、佐伯市医師会と連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は必要に応じ、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣について、県に要請する。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健対策部医療活動支援班は、以下の情報を集約の上、広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。

- （1）医療機関の被災状況、稼働状況
- （2）医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- （3）現地での医薬品、人員等の確保状況
- （4）医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- （5）負傷者の発生状況
- （6）移送が必要な入院患者の発生状況
- （7）透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定める。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施するものとする。ただし、市のみではこれを実施することが困難な場合には、県に協力を求めて実施するものとする。

2 保健衛生活動の実施体制

（1）被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は、県（災害対策本部福祉保健医療部、県地区災害対策本部保健所班等）と連携して以下の公衆衛生ニーズを把握し、関係機関へ連絡する等必要な対策をとる。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア 被災者及び災害業務に従事する職員等の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

3 保健衛生活動の実施

市は、県（保健所、災害時健康危機管理支援チーム等）と連携するとともに、被災者台帳を活用し以下の保健衛生活動を実施する。

（1）要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

（2）健康相談

被災地（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

（3）栄養指導対策

避難所等を巡回し、栄養士とともに、食品取扱者や被災者に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

（4）健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

（5）家庭訪問

被災地（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

（1）防疫活動の実施

市は、3項で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、衛生班を編成し、県（県地区災害対策本部保健所班、災害時健康危機管理支援チーム等）と協力し以下の防疫活動を実施する。

（2）保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒を市に指導し、市において実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

市は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

（1）広報

保健衛生活動情報の広報を、広報班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

（2）県等への報告

収集した保健衛生活動情報を、県等必要な機関へ報告する。

6 市が実施する防疫及び清掃

市は、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

第8節 廃棄物処理

大地震時等により、処理施設に多大の被害を受け、稼働不能な場合、特に次の措置を講じ清掃対策に万全を期すものとする。

1 塵芥処理

市は、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」により、ごみ処理体制の整備を図るものとする。

具体的な処理については、「災害廃棄物処理モデルマニュアル」によるものとする。

（1）「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」の骨子

地震・津波災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみ及び災害廃棄物が排出されるため、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

（2）災害廃棄物の種類

木くず、コンクリートがら等、金属クズ、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ。

（3）災害廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容

- ア 組織体制・指揮命令系統
- イ 情報収集・連絡
- ウ 協力・支援体制
- エ 災害廃棄物処理
- オ 市民等への啓発・広報

（4）収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬作業にあたっては、あらかじめ防災関係機関等との連携の基に、効率的な収集ルートを検討する。ごみ収集運搬作業にあたっては、市所有の車両及び人員の不足する場合も予測されることから、災害時運搬手段の確保を図るものとする。

2 し尿処理

「佐伯市災害廃棄物（し尿等）処理計画」を定め、浸水家屋及び避難所等のし尿等の収集運搬、また佐伯市終末処理場又はクリーンセンターが稼働不能となった場合における処理及び体制の整備を図る。

（1）「佐伯市災害廃棄物（し尿等）処理計画」の骨子

地震・津波災害時には、通常のし尿及び浄化槽汚泥に加え、浸水した家屋等のし尿等及び避難所における仮設トイレの収集運搬及び処理が必要になる。そのため、仮設トイレの必要数の把握、収集業者の協力体制の構築、また施設が稼働不能になった場合の対応を整備するものとする。

（2）災害廃棄物（し尿等）の種類

し尿、浄化槽汚泥、その他

（3）災害廃棄物（し尿等）処理基本計画の内容

- ア 浸水家屋及び避難所のし尿等の収集運搬体制の整備

イ 仮設トイレの設置数の必要数の把握

ウ 仮設トイレの収集体制の整備

エ 浸水家屋の消毒作業体制の整備

（4）し尿等の収集体制の整備

地震・津波災害時に浸水した家屋のし尿等の収集体制の整備、仮設トイレ、避難所のし尿収集体制の整備を図るものとする。

また、し尿等の収集運搬作業については、市内の許可業者による協力体制を構築するものとする。

3 広域処理の支援要請

災害廃棄物は一般廃棄物であり、一義的な処理主体は市であるが、エコセンター番匠及びクリーンセンターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となる場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理の支援要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

災害により、行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬について、的確に実施するため、消防、警察機関との連携のもと対策に万全を期するものとする。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬体制の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬等については、県、警察機関、消防及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行うものとする。

2 行方不明者の搜索

（1）行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届け出の受理を行ったのち、市本部及び関係機関への通報連絡にあたる。

（2）行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索、救出活動は、消防本部・署及び消防団、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施するものとする。

イ 各地域の責任者は（振興局長）は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動を市本部に報告するとともに、必要に応じて関係機関・業者・団体等の協力を要請するものとする。

ウ 市本部長は、救急搬送の実態を踏まえ、大規模災害時に病院選定に支障をきたさないよう、関係各署と協議を行い救急搬送体制を構築するものとする。

エ 市本部長は、所轄警察署と協議の上、あらかじめ指定した（各地域についても）公共建物等に遺体取り扱い施設を選定しておき、災害時に関係機関と協力して運営にあたるものとする。

オ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努めるものとする。

3 遺体の処理取扱い

（1）遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努めるものとする。

（2）遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付すものとする。

イ 医師等により、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行うものとする。

ウ 検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し、協力を求めるものとする。

（3）遺体の安置（検視後）

ア 遺体の安置所を設置するものとする。

イ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺するものとする。

ウ 納棺した遺体について死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付するものとする。

エ 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理の上、引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行するものとする。

4 遺体の埋・火葬

- (1) 遺体の埋・火葬は市（生活再建支援対策部衛生廃棄物班）が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、総合調整部を通じ保健所に通報し、県内他市町村での受入や関係機関による遺体の移送等について、県に協力を求め、大分県広域火葬計画（H27.1月制定）に順じ広域火葬とする。
- (2) 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、各火葬場の稼働状況を把握し、適切・かつ速やかに埋・火葬が行えるよう対応が可能な火葬場へ搬送するものとする。
- (3) 地区災害対策本部は、各々の地域の遺体の埋・火葬に関する情報を生活再建支援対策部衛生廃棄物班に報告をする。
- (4) 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、被災時における速やかな埋・火葬を行うため、災害時火葬計画を策定し、安全かつ衛生的、また速やかな作業が行えるよう体制を整備する。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

- (1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報
総務対策部情報対策班は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、警察本部及び県に報告をする。
- (2) 埋葬に関する情報の集約・広報
各地区災害対策本部は、各地区における埋・火葬に関する情報を生活再建支援対策部衛生廃棄物班に報告する。生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、埋・火葬に関する情報を集約し、総務対策部情報対策班に報告する。総務対策部情報対策班は、県に報告をする。
- (3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表
県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき福祉保健対策部が救助法手続き総合窓口となり実施するものとする。
 - ア 遺体の搜索
 - (ア) 搜索する遺体の範囲
災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）
 - (イ) 支出する費用

- a 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）
- b 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

（ウ）支出費用の限度額

当該搜索地における実費

（エ）搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

（2）遺体の取扱い

ア 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ 遺体の処理内容

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）遺体の一時保存

（ウ）遺体の検案

ウ 支出する費用の限度

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（イ）遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（ウ）検案は、一般開業医等に依頼し、費用は市が別に定めた額の範囲内とする。

エ 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（3）遺体の埋葬

ア 埋葬を行う範囲

（ア）災害時の混乱の際に死亡した者

（イ）災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行うものとする。

ウ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（4）市が行う事項

消防対策部又は生活再建支援対策部は、県知事の委任に基づき遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない

ない。

ア 救助実施記録日計表

イ 遺体の搜索状況記録簿

ウ 搜索機械器具燃料受払簿

エ 埋葬台帳

オ 遺体処理台帳

カ 遺体搜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う、住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

罹災世帯に対する住居の供給及び住居確保措置は、次の場合、主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めることになるため、佐伯市地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設

- ア 被災地全域において住宅 500 戸以上が滅失した場合、もしくは 200 戸以上が焼失した場合
- イ 1 市町村の区域内で住宅 200 戸以上又は住宅戸数の 1 割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅の建設
- (2) 住宅が半壊若しくは半壊又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に、土石、竹材等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する、障害物の応急的な除去
- (4) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、プレハブ建築協会などと応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

3 市が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

市が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

- (1) 住宅ニーズの把握

- ア 社会基盤対策部住宅確保対策班は、県と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
- イ 社会基盤対策部住宅確保対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

- (2) 災害救助法の規定による応急仮設住宅の設置及び確保

- ア 建設型仮設住宅の設置

災害救助法が適用された場合は、市が設置箇所（公有地）の提供を行い、県が原則として設置者となる。

ただし、県から市に委託があった場合、下記により設置する。

- (ア) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより建設型仮設住宅を建設する。

- a 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等

に応じて設定し、建面積 29.7 m²（9 坪）を目安とする。

- b 1 戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 設置場所は事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、県保有地を含め公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。
また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- d 設置方法は、請負工事又は直営工事（労務借上）、リースや買取などにより実施する。
- e 建設型仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

（イ）供与する世帯の受付及び供与基準

社会基盤対策部住宅確保対策班は、建設型仮設住宅を供与する世帯の受付を行い県知事へ提出するものとする。また、供与の対象となる世帯については次の a ～ c のいずれも該当する世帯とする。

a 住家が全壊、全焼又は流出した世帯

住家以外の建物、例えば、土蔵、小屋、工場、倉庫等のみが被害を受けた場合は、この制度の対象とはならない。

ここに住家というのは、現実にその建物を居住のために使用していたものをいうものであり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。従って、通常は非住家として取り扱われる小屋等であっても、事実上、そこを住家として使用していた場合は、これを住家に含める。

b 居住する住家がない世帯

住家が全壊、全焼もしくは流出しても、離れが残り、居住に差し支えがない者は、この制度の対象とはならないものである。

また、当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがある場合、地滑り等により市長の避難指示等受け長期にわたり自らの住居に居住できないなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない世帯

（ウ）福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- c 被災者に供給される部屋数をもって建設型仮設住宅の設置戸数とする。

イ 借上型仮設住宅

- a 借上型仮設住宅一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅に準じるも

のとする。

b 借上型仮設住宅の借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

c 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

（3）応急仮設住宅の運営管理

社会基盤対策部住宅確保対策班は、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、また入居者のコミュニティの場となる空間の提供を行いその形成につなげるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（4）応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、激甚災害指定を受けた場合はこの限りではない。

（5）住宅の応急修理

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害により住家が被災し、自らの資力で応急修理をなし得ない世帯の応急修理を以下により実施する。

（ア）応急修理の基準

a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない最小限の部分とする。

b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

c 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（イ）応急修理を受ける世帯の受付

社会基盤対策部住宅確保対策班は、応急修理を受ける世帯の受付を行うものとする。また、応急修理を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

a 災害のため住家が半焼若しくは半壊又は準半壊した世帯

b 当面の日常生活が営み得ない世帯

c 自らの資力で応急修理ができない世帯

（6）住居又はその周辺の障害物の除去

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害救助法が適用された場合、下記により応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

（ア）障害物の除去の基準

a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。

b 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。

d 除去の実施は、災害の発生から10日以内に完了するものとする。

（イ）障害物の除去を受ける世帯の受付

社会基盤対策部住宅確保対策班は、障害物の除去を受ける世帯の受付を行うものとする。

また、障害物の除去を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

- a 災害のため住家が半壊（準半壊含む）又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去をなし得ない世帯

（7）障害物除去等に伴う市の措置

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害救助法適用によって、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。県からの委託を受けた場合も同様とする。

- （ア）救助実施記録日計表
- （イ）障害物除去の状況
- （ウ）障害物除去費支出関係証拠書類

（8）災害公営住宅の建設

公営住宅法第8条及び激甚法第22条第1項による災害公営住宅の建設は、社会基盤対策部住宅確保対策班が次により実施する。

ア 建設戸数の基準

- （ア）公営住宅法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数まで
- （イ）激甚法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数まで

イ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）等による。

ウ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから市長（本部長）が関係法令に基づき決定する。

- （ア）住宅が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
- （イ）居住する住家がない世帯又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- （ウ）自らの資力で住宅を確保することができなかった世帯であること。
- （エ）応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- （オ）規定の賃借料を納入できる世帯であること。

4 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 文教対策

大地震及び津波等の災害のため、教育施設及び設備が被災し、また避難施設として使用され、通常の学校教育を行えない場合における緊急に対応する措置は、次に定めるところ及び「佐伯市教育委員会防災計画」により実施するものとする。

1 文教対策の実施責任体制

教育施設及び設備の応急措置は第一順位としては学校（園）長が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては文教対策部学校教育班がこれにあたるものとする。

また、市及び県は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

2 学校（園）が実施する応急措置

（1）被災状況等の連絡

学校（園）長は、災害による教育施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を迅速に調査把握し、適宜、教育委員会に連絡をする。

（2）教室の確保

学校（園）長は、必要な教室等を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ウ 必要に応じて、学年や学級を合同にした授業等を実施する。

（3）安全確保措置

児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとるものとする。

ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案し学校等の管理下での避難を継続するか否かの判断を行う。

イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。

ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

（4）保健衛生措置

児童生徒等の感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて、次の措置をとるものとする。なお、学校等での実施が困難な場合は、必要に応じて保健所等に協力を求める。

ア 保健衛生管理の実施

イ 給食の調理従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持

ウ 校舎内外の清掃及び消毒の実施

エ 飲料水の監視

オ 必要に応じて、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 教育委員会が実施する応急措置

（1）教室の確保

ア 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を確保する。

イ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記措置をしがたい場合は、応急仮設校舎を建設するものとする。

（2）教職員の確保

教職員に不足を生じた場合は、学校間における調整を行う。また、市内において不足を生じる場合は、県教育委員会に調整を要請するものとする。

（3）応急的に行う授業の実施

ア 災害発生状況により授業が不可能な場合は、取りあえず臨時休業の措置をとる。

イ 正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ウ 災害時の授業の実施にあたっては、児童生徒等の健康管理の徹底に努める。

（4）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の規準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア 給与の規準

（ア）給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して行う。

（イ）給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

（ウ）給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校
教科書及び教材	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める規準の範囲内とする。	

（エ）給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

文房具通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（ア）救助実施記録日計表

（イ）学用品の給与状況

（ウ）学用品購入関係支払証拠書類

（エ）備蓄物資払出証拠書類

（5）転校・転園措置及び進路指導

ア 各学校等は、転校・転園を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

イ 各学校等は、被災児童生徒等の進級、卒業認定及び進学並びに就職に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

（6）奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、市奨学金貸付制度にて特別措置を行う、また、（財）大分県奨学会に特別措置を要請する。

第12節 被害調査

1 被害状況の現地調査

災害時における被害状況の現地調査は、災害対策を行う上での基礎資料となるもので、迅速的確な対応が求められる。

調査は、災害の種別・規模等により関係機関の協力を得るなど対応は異なるが、応急対策部応急調査班及び生活再建支援対策部被害認定調査班は、災害発生後速やかに、おおむね次の区分により現地調査を行う。

（1）応急被害状況調査（住家被害認定調査を除く）（応急対策部応急調査班）

- ア 死者
- イ 行方不明者
- ウ 負傷者
- エ 建物被害の有無（被害状況の写真撮影）
- オ その他、災害対策本部の指示によるもの

（2）罹災証明書交付申請にともなう住家被害認定調査（生活再建支援対策部被害認定調査班）

- ア 住家被害状況（全壊、半壊、床上浸水など）
- イ 住家居住状況、世帯生計状況

2 被災現場及び災害対策本部との連絡調整

応急対策部応急調査班は、現地での目視あるいは被害写真などにより自ら調査した状況を総合調整部に報告する。

3 罹災証明書の発行ほか（被災者台帳システムの活用）

熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書等の発行、他市町村の相互支援・受援等の観点から県統一で導入される被災者台帳システムを活用し、生活再建支援対策部生活再建支援班は、罹災証明書等交付申請窓口を設置し、被災者からの交付申請に対し、被害認定調査班による「住家被害認定調査」の実施に基づき速やかに罹災証明書等を発行するものとする。

4 市税等の減免に関すること

地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免について納税義務者に対して手続きを勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。

5 市税の徴収猶予に関すること

地方税法第15条に定める市税の徴収猶予については、納税義務者の申請に基づき被災状況を考慮のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第13節 社会秩序の維持

本節は、災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察が市その他の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 社会秩序の維持のための活動

警察署は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

（1）困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、市民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

（2）臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

（3）防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

（4）犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、市民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

（5）地域安全情報等の広報

総務対策部情報対策班及び地区対策本部総務班を通じて、市民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮するものとする。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに避難所における動物同伴者への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会佐伯支部、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。

- （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告
- （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援

4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、ペット同行避難訓練の実施など、県と連携しながらペット対策の取組を推進するものとする。

5 応急仮設住宅棟での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 社会基盤の応急対策

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 社会基盤の応急対策

1 電気、ガス、通信、上下水道の応急対策

（1）応急対策の基本方針

電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

（2）災害発生時の連絡体制の確立

ア 九州電力送配電株式会社佐伯（三重・延岡）配電事業所、（社）大分県LPガス協会佐伯地区LPガス協議会及び西日本電信電話株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。

イ 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合は、市のほか、警察機関、佐伯海上保安署に迅速に通報する。

（3）被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

（4）応急対策にあたっての支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項については各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総合調整部に連絡する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

エ 防災スピーカー、ケーブルテレビ、防災・行政ラジオ等による停電、復旧状況の広報

2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

（1）応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

（2）災害発生時の連絡系統

「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

（3）被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

（４）応急対策にあたっての支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総合調整部に連絡する。

第4部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設の災害復旧

第2章 市民サポートセンターの設置

第3章 災害義援金の受入れ及び配分

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第5章 財源確保の対策

第1章 公共土木施設の災害復旧

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、県と連携のうえ国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

- 市は、災害時、市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

また、県と連携のうえ、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第2章 市民サポートセンターの設置

1 市民サポートセンターの設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、佐伯市では、必要に応じて「市民サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

また、発災後の時間経過に応じて、申請、相談等の受けることが予想されるため、被災者及び被災事業者が被災状況に応じて受けることができる支援制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、総合相談窓口において罹災証明書を発行するなど、被災者及び被災事業者が手続で混乱することがないように配慮する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、下部組織の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続きの総合相談窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

被災者及び被災事業者のニーズに応じて県の相談窓口を併設することも検討する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者の生活再建支援等

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）情報提供の要請

市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。

る。

第3章 災害義援金の受入れ及び配分

義援金の受入れ及び配分については、配備受援対策部義援金品対応班が行うものとする。

1 業務の体系

義援金受入れの準備 → 義援金受入れの周知 → 義援金の受入れ → 義援金の保管 → 義援金の配分

2 業務の内容

（1）義援金受入れの準備

- ア ゆうちょ銀行、大分銀行等、必要と思われる金融機関に義援金の受入れ口座を開設する。
- イ 各金融機関ごとに無料送金の取扱に関する申込を行う。
- ウ 窓口での受付手順を確認する。

（2）義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ア 振込金融機関口座
- イ 受付窓口
- ウ 受付期間

（3）義援金の受入れ

- ア 本庁会計課内に受付窓口を開設し、受け付ける。
- イ 義援金受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者には受領書を発行する。

（4）義援金の保管

義援金は、市会計管理者所管の歳入歳出外現金として管理する。

（5）義援金配分

- ア 市は、寄託された義援金について義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。
- イ 義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定する。
- ウ 市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

（6）その他

- ア 市は、義援金の受付状況を定期的に報道機関等を通じて公表するとともに、配分結果についてもすみやかに公表する。
- イ 市は、義援金の受入れ及び配分に関する受付簿ならびに配分の基礎となった資料を整備、保管しなければならない。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資調達を行うための調査と融資の方法等は、この節の定めるところによって実施する。

1 融資の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し民生の安定を計るものとする。

2 被災商工関係業者に対する融資

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、政府系金融機関等（株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策金融公庫）並びに県下各金融機関からの融資の斡旋を行うとともに、これら災害融資金の利子補給金等の交付を行う等の対策を講ずるものとする。

3 被害農林漁業者に対する融資

被害を受けた農林漁業者に対する災害復旧のための資金対策として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、株式会社日本政策金融公庫法による災害復旧資金の斡旋を行うものとする。

4 生活確保に関する融資等

災害を受けた者に対する資金の融資及びあっせんは、次により行うものとする。

（1）生業資金の貸付け

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護資金、母子寡婦福祉資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金

（2）佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付け

（3）住宅資金等のあっせん

5 被災者生活再建支援制度

国が事業主体となり、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、経済的な理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対して、一定の基準に基づき「被災者生活再建支援金」を支給することによって、自立した生活の開始を支援する制度で、市は被災者からの申請及び報告書類の提出を受けるものとする。

6 災害被災者住宅再建支援事業

自然災害によって、著しい被害を受けた生活の基盤となる住宅の所有者に対して、市が事業主体となり、「佐伯市災害被災者住宅再建支援金支給要綱」に基づき、支援金を交付するものとする。

第5章 財源確保の対策

1 財政需要見込額の算定

地震・津波による被害は、広大な市域、長い海岸線を有する本市において相当な規模に達することが想定されている。復旧・復興対策を速やかに実施するため発災後できるだけ早期に正確な被災状況を把握し、必要な財政需要の見込額を算定する。

2 予算執行方針の決定

復旧・復興対策は、通常の予算執行に優先して実施することを基本とし、緊急に取り組むべき対策と執行を凍結すべき事業を分類し、被災後速やかに予算執行方針を定める。

3 復旧・復興財源の確保

被災後の復旧・復興対策を実施するための事業費は大規模になることが想定され、災害の影響による税収の減少や財政需要の増大により長期にわたる財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を円滑に実施していくため、各対策部の財政需要見込額を把握し必要な財源の確保に関する適切な措置を講ずる。

（1）国、県への支援策の要請

復旧・復興対策のための財政需要に対する関係法令による支援策について、国、県に対して最大限の支援要請を行うほか、市が独自で取り組むべき対策についても特別の財政支援を要請する。

（2）地方債の発行

大規模な復旧・復興に要する費用を賄うためには市の一般財源だけでは対応できないため地方債の発行及びその償還に対する財政上の特例措置について、県を通じて国に要望する。

（3）基金の活用による財源の確保

復旧・復興対策を実施するための財源が不足する場合には、市の保有する基金について、その設置目的を超えた活用が可能となるよう必要な措置を講ずる。

4 予算の編成及び執行

発災後、迅速な復旧・復興対策を実施するため、速やかに補正予算を編成する。

なお、復旧・復興対策が進展する中で必要な予算措置の見直しを適宜行う。

予算の執行に当たっては本節の予算執行方針に則り、円滑な復旧・復興を図ることを最優先とし、可能な限り柔軟な執行を行う。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第4章 関係者との連携協力の確保

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第3節 津波からの防護

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、佐伯市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

佐伯市の地震防災に関して、本市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地法公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

第3節 津波からの防護

市又は河川、海岸、港湾、漁港等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2部第2章第1節 被害の未然防止」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

市又は海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

市又は海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電

装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進するものとする。

4 防災行政無線の整備の推進等

防災行政無線の整備の推進等については、「第2部第2章第1節6 情報伝達対策」によるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波に関する情報の伝達等

第2節 避難指示等の発令基準

第3節 津波対策等

第4節 消防機関等の活動

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第6節 交通対策

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第8節 迅速な救助

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

- 2 市内の居住者、各種団体（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、さいきほっとメール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、防災・行政ラジオの整備、防災スピーカーのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネット（佐伯市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）の利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

第2節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」に定めるとおりとする。

第3節 津波対策等

- 1 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、旧佐伯市の一部地域（佐伯地区、佐伯東地区、渡町台地区、八幡地区、鶴岡地区、上堅田地区、下堅田地区、西上浦地区、大入島地区及び木立地区）、旧上浦町全域、旧米水津村全域、旧鶴見町全域及び旧蒲江町全域とする。

- 2 津波から迅速に避難するための、緊急避難場所（避難地）・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。

その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」、「第3部第3章第3節 津波からの避難」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

第4節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を講ずるものとする。

- （1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- （2）津波からの避難誘導
- （3）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- （4）救助・救急等
- （5）緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずるものとする。

- （1）地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て市民等に対し広報を行うこと。
- （2）地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、整備及び流通在庫の把握を行うこと。

3 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。

- （1）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- （2）水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
- （3）水防資機材の点検、整備及び配備

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

- (1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、市、県及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。
- (3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第6節 交通対策

1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

2 海上

佐伯海上保安署及び港湾管理者等は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

4 乗客等の避難誘導

港湾・鉄道等の管理者等は、船舶、列車等の乗客や、駅、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施す

る。

- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 県関係機関、県警察と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに大分県地域防災計画 地震・津波対策編第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第8章 南海トラフ地震防災対策計画に準じた計画を策定するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の来訪者等への情報伝達

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (イ) 緊急避難場所（避難地）や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校にあつては、次の措置をとるものとする。

- (ア) 当該学校が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
- (イ) 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（１）災害対策本部又は地区災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が設置される庁舎等の管理者は、前３の（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（２）この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は前３の（１）又は前３の（２）の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

5 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8節 迅速な救助

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第３部第３章第４節 救出救助」、「第３部第３章第５節 救急医療活動」及び「第３部第３章第６節 消防活動」によるものとする。

また、救命・救助に必要となる車両や資機材の確保・充実については、「第２部第４章第２節 活動体制の確立」に基づき、計画的に図っていくものとする。

2 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第２部第３章第４節 消防団等の育成・強化」、「第２部第３章第２節 防災訓練」及び「第２部第３章第３節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記１によるものとする。

第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中に関する伝達等）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

第5節 災害応急対策をとるべき期間等

第6節 避難対策等

第7節 消防機関等の活動

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係における各事業者の対応

第9節 交通対策

第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設等に関する対策

第11節 滞留旅客等に対する措置

第12節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

第13節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

第14節 災害応急対策をとるべき期間

第15節 市のとるべき措置

第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

○概要

（1）臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔をおいて発生し1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{（注1）} でマグニチュード6.8以上の地震 ^{（注2）} が発生 ○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{（注3）} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{（注2）} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（2）基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に委縮することは防がなければならない。

そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

また、市は市民等に対して、「南海トラフ地震臨時情報」に関する正確な情報を周知すると

ともに、混乱をきたさないよう適切な行動等を促すものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に関する伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

また、災害警戒本部等の設置については、「第3部第2章第1節 災害発生時における市の組織体制」によるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通及びライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第3部第2章第13節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集及び実施状況の報告等については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものである。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第6節 避難対策等

1 市民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、市民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての市民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定める地域（以下「市民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については以下の方針に則り定める。

（1）事前避難対象地域等の設定

ア 事前避難対象地域

津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象（蒲江全域、米水津全域、鶴見の一部地域）とする。

イ 市民事前避難対象地域

同地域は設置せず、後発地震発生時には高台（津波避難タワー等を含む）など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」によるものとする。

（2）避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者等に対し高齢者等避難の避難情報を発令し、避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難指示を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、高齢者等避難の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。

また、上記以外で土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる市民の自主避難についても同様に受け入れを行う。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関やホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

2 避難所の運営

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

市は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。避難所が確保できない場合、県と連携し、隣接する市の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整を行い、避難者全員が収容できる体制を構築する。

市は、避難者が、避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。

また、必要に応じ、県の支援を得て、食料等を確保する。この際、後発地震に備えて市の備蓄物資は利用せず流通備蓄を利用する。

第7節 消防機関等の活動

1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- （1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- （2）事前避難対象地域における市民等の避難誘導、避難経路の確保

2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発生した場合、「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」による措置をとるものとする。

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係における各事業者の対応

1 水道

市は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定める措置をとるための体制を確保する。

2 電気

電力事業者は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定めるところにより、必要な電力供給のための体制を確保する。

3 ガス

- （1）ガス事業者は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定めるところにより、必要なガス供給のための体制を確保する。
- （2）ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずる。

4 通信

電力通信事業者は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定めるところにより、必要な電通信体制を確保する。

5 放送

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定めるところにより、必要かつ正確な情報を迅速に伝達する体制を確保する。

第9節 交通対策

1 道路

- （1）市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
- （2）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし周知する。
- （3）県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

2 海上

佐伯海上保安署及び港湾管理者等は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策及び在港船舶の避難対策等を行う。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行う。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

第10節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

（1）各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

＜留意事項＞

（ア）来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

（イ）避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全の確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

- オ 水、食料等の準備
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災スピーカー、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 必要に応じた核施設における緊急点検、巡視

（2）個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等津波の発生に備えて講じる措置
- ウ 診療所においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 学校等にあつては、次に掲げる事項の措置
 - （ア）児童生徒等に対する保護の方法
 - （イ）当該学校等に保護を必要とする児童生徒がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の方法
 - （ウ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は地区災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が設置される庁舎等の管理者は、前1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第12節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における情報の収集・伝達に

係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

また、災害警戒本部等の設置等については、「第3部第2章第1節 活動組織」によるものとする。

第13節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項の周知については、「第3部第2章第13節 広報活動・災害記録活動」によるものとする。

第14節 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第15節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

また、市は施設・設備等の点検等日ごろからの地震への備えを再確認する。

第4章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第4章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

市、県及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

なお、市から県等への職員の派遣要請等に関する事項は、「第3部第2章第6節 応援要請」、資機材等の供給の要請に関する事項は、「第3部第2章第10節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給」によるものとする。

1 物資等の調達手配

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、必要に応じて、県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、佐伯市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備をするものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定めるものとする。

- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第10節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第6節 応援要請」及び「第3部第2章第8節 他機関に対する応援要請」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第7節 自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

1 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - ア 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - イ 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

2 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

- (1) 緊急避難場所（避難地）等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所（避難地）、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
- (2) 避難路の整備

市及び県は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所（避難地）誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
- (3) 津波対策施設の整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。
- (4) 消防用施設の整備

市、県及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の計画的な整備促進に努める。
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市、県及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
- (6) 通信施設の整備

市、県及び防災関係機関は、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。

 - ア 防災スピーカー
 - イ 防災・行政ラジオ
 - ウ 佐伯市消防無線
 - エ その他の防災機関等の無線

（7）津波浸水区域内にある公共防災拠点施設の高台移転

市は、津波の影響により、その機能が著しく低下するおそれがある公共防災拠点施設については、高台等に移転し、その機能が維持できるよう努めるものとする。

第6章 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施し、特に津波浸水想定区域については、実施率100パーセントを目指すこととする。

防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう改善を行いながら実施することとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第3節 防災教育」を基本とし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における緊急避難場所（避難地）及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

（10）住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第2章第3節1で示された津波避難の対象地域 ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
佐伯地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度完了
渡町台地区	避難施設の整備事業	2箇所	令和2年度完了

佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）修正の経過

平成19年 2 月 制定

※佐伯市地域防災計画（本編）として制定

平成28年 2 月17日 全部修正

地震・津波以外の災害に対する計画として、新たに「風水害・事故災害対策編」として全面改訂した。改訂にあたっては平成19年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（H26. 6 版）（H27年度修正）を反映した。）

平成31年 3 月27日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては平成28年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（H30. 6 月修正版）を反映した。）

令和 3 年 2 月18日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和元年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R 2. 8 月修正版等）を反映した。）

令和 5 年 3 月22日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和 2 年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R 4. 9 月修正版等）を反映した。）

令和 6 年 3 月18日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和 4 年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R 5. 8 月修正版等）を反映した。）

令和 7 年 3 月18日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和 6 年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R 6. 9 月修正版等）を反映した。）

佐 伯 市 地 域 防 災 計 画
(地震・津波対策編)
令 和 7 年 3 月

佐 伯 市 防 災 会 議
事務局 佐伯市防災局防災危機管理課
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL(0972)22-4567(直通) FAX(0972)22-3124
ホームページアドレス <http://www.city.saiki.oita.jp/>